富士箱根伊豆国立公園
（伊豆諸島地域）

指定書

［第３次点検］

令和４年９月16日

環　境　省

目　次

１　指定理由 1

２　地域の概要 2

（１）景観の特性 3

ア　地形、地質 3

イ　植　生 3

ウ　野生生物 4

（２）利用の現況 5

（３）社会経済的背景 6

ア　土地所有別 6

イ　人口及び産業 6

ウ　権利制限関係 7

３　公園区域 13

１　指定理由

①景観（同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

富士箱根伊豆国立公園は、富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域からなる。

富士山地域は、我が国の最高峰富士山を中心とした山々、富士五湖と称される山中湖等の湖沼群、また富士山山麓の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海といった原生林を擁する山岳等、湖沼及び山林の一体的景観を有する。箱根地域は、箱根外輪山に囲まれた箱根カルデラ内の芦ノ湖及び仙石原を中心とする火口原、神山及び駒ヶ岳を中心とする中央火口丘、早川及び須雲川により深く刻まれた渓谷等、変化に富む繊細な景観を有することから、昭和 11 年に富士箱根国立公園として指定された。 伊豆半島地域は、複雑な火山活動と一体の隆起沈降によって形成され、中央部のＵ字形の山稜地帯と東部及び南西部の特異な海岸地形を有し、温泉や幾多の史跡に富んでいることから、昭和 30 年に編入され、併せて、富士箱根伊豆国立公園と名称を変更した。伊豆諸島地域は、上記と一体的な火山列島として、また伊豆半島との利用の関連が多いことから、昭和 39 年に編入された。

以上により、富士箱根伊豆国立公園は、富士山を頂点とし、伊豆半島から伊豆諸島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観からなる景観を風景形式とし、フィリピン海プレートがユーラシアプレート及びオホーツクプレートに沈み込むプレートテクトニクスのダイナミズムを感じることができる、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

②規模

本国立公園の区域面積は161,202ha（陸域：121,755ha、海域：39,447ha）である。そのうち富士山地域は60,645ha、箱根地域は11,166ha、伊豆半島地域は22,439ha、伊豆諸島地域は66,952ha（陸域：27,505ha、海域：39,447ha）である。

※伊豆半島地域は海域の面積を算出していないため、上記に含んでいない。

③自然性

本国立公園の景観核心地域は以下のとおりである。

富士山地域：富士山五合目以上を中心とした地域（特別保護地区4,642ha）、富士山山腹や青木ヶ原樹海など、優れた自然林や特異な火山地形を有する地域（第1種特別地域3,638ha）

箱根地域：金時山、仙石原、中央火口丘、早川流域、須雲川流域を中心とした地域（特別保護地区533ha）、箱根外輪山、中央火口丘、早川流域の渓谷を含む地域（第1種特別地域1,584ha）

伊豆半島地域：天城山を中心とした地域（特別保護地区184ha）、伊豆半島の海食崖や遠笠山を含む地域（第1種特別地域1,387ha）

伊豆諸島地域：大島三原山、神津島天上山、八丈富士等の各山頂部の火山地形、利島、新島、神津島、御蔵島の海食崖、属島の無人島を中心とした地域（特別保護地区2,503ha）、各島の海食崖や火山荒原、新島のスダジイ原生林等を含む地域（第１種特別地域2,354ha）

④利用

本国立公園の利用は以下のとおりである。

富士山地域：首都圏に近く、鉄道や高速道路などの交通網も発達しており、夏期の富士山開山期には日本最高峰の登頂を目指す幅広い層の登山利用が大変盛んである。また、富士山麓地域では富士山を背景とした優れた自然景観を有し、古くから富士登山を中心とした利用者の受け入れ体制も充実しており、多くの宿泊施設をはじめとする利用施設があることから、富士五湖地域を中心としてドライブやサイクリング、自然探勝、ハイキング、釣り等の通年利用がある。

箱根地域：自家用車のほか、電車、高速バス等により都市部からの交通の便が良く、各地の温泉をはじめとして、旧東海道の石畳・杉並木や関所等の史跡巡り、大涌谷や仙石原等の自然探勝、金時山・明神ヶ岳等の外輪山や駒ヶ岳等のハイキング、芦ノ湖でのカヌーや釣り、ドライブ利用等、年間を通じて多くの観光客が訪れている。

伊豆半島地域：首都圏等の都市部から近く、高速道路や鉄道でのアクセスが良いことから、夏期を中心としての海水浴利用や年間を通してのダイビング、サーフィン、シーカヤック、釣り等のマリンレジャーの他、ドライブやサイクリングによる利用が盛んである。また、日本百名山の一つである天城山や伊豆山稜線を中心に自然探勝、ハイキング等の利用がされている。

伊豆諸島地域：首都圏や伊豆半島地域等から、船舶または航空機で各島にアクセスすることができ、夏期を中心とする海水浴やダイビング、サーフィン、イルカウォッチングなどのマリンレジャーの他、三宅島ではバードウォッチングを目的とした利用がある。その他通年利用として、自然探勝、ハイキング、釣り等の利用がみられる。また、大島は平成 22 年に日本ジオパークに認定されており、ガイドによるジオツアーが行われている。

以上のように、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領（平成 25 年５月 17 日付け環自国発第 1305171 号　環境省自然環境局通知）」に記載される要件を満たすことから、本地域を国立公園に指定する。

また、本国立公園のテーマを「太平洋の島々から霊峰富士を繋ぐ一大火山群～火山地形と文化が創り出す多様な景観～」とし、成層火山、火山カルデラ、火口湖、火口原湖等の景観要素からなる風致景観を保全し、これらの適切な利用を推進する。

２　地域の概要

伊豆諸島地域は、東京からほぼ南、120～290㎞の太平洋に点在する火山島で、北から、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島の有人８島及びその他の小島の、行政上２町５村が公園区域に指定されている。

大島は、島のほぼ中央に外輪山で囲まれた10㎢ほどのカルデラと、その中に中央火口丘である三原山を有する、伊豆諸島中最大の島である。また、利島は、円錐形で海食崖が発達した島であり、豊かな椿林と、オオミズナギドリの群棲が見られる。新島は、抗火石を産出する向山や、白砂と断崖で形成された長く続く海岸線を有する。同様に白砂が見られる式根島は、変化に富んだ数多くの入り江を持つリアス海岸が見られる。神津島は、火山性荒原の景観や海岸景観を眺望できる天上山がそびえ、山頂の白ママ層の砂地には海浜植物が生育するなど、特異な相観を有している。大島と同様に火山活動の活発な三宅島では、随所で特色のある火山地形が見られるほか、伊豆諸島最大の火口湖である大路池を中心に、アカコッコ、イイジマムシクイ

等希少な鳥類を始め、野鳥の生息密度が高い。ほぼ円形をなした鐘状の島である御蔵島は、スダジイを中心に、数多くの巨樹が生育し、豊かな森はオオミズナギドリの生息地となっている。また、夏季を中心にイルカウォッチングが行われている。八丈島は、南東部を占める三原山、北西部を占める八丈富士の二つの火山より成り立つマユ形をした島であり、島内には亜熱帯植物が多く見られる。

（１）景観の特性

ア　地形、地質

伊豆諸島は、約 4,800 万年前に太平洋プレートの沈み込み帯に沿って、フィリピン海プレート上に形成され、伊豆・小笠原弧と呼ばれる海洋性島弧のうち、硫黄島に続く火山性の内弧として誕生した海洋島である。

火山に起源を有する島々から成る伊豆諸島は、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島の玄武岩を主とするものと、新島、式根島、神津島の流紋岩を主とするものの二つに大別できる。

この内的営力としての火山活動と、黒潮によっておこる波、風等の外的営力により、各島は相互に関連を持ちながらそれぞれ異なった地形的特色を呈している。

大島、三宅島は噴火活動が著しく、新旧の溶岩、砂漠、爆裂火口湖等の火山地形が見られ、新島、式根島、神津島は、流紋岩質で地形的に変化に富み、御蔵島、利島はほぼ円形の成層火山で、発達した海食崖に特色を持ち、八丈島は、西山（八丈富士）と東山（三原山）の２火山の対比に特色がある。

大島では昭和 61 年にカルデラ内と外輪山斜面で割れ目噴火が発生し、全島民が島外へ避難した。三宅島では平成 12 年に雄山山頂噴火が発生し、４年５ヶ月後に避難指示が解除されるまで、全島民が島外での生活を余儀なくされた。

また、大島では、日本では数少ない玄武岩質の活火山である三原山を中心に、火山を含む地球全体の活動を学ぶことのできる貴重な場所が島内に多数存在していること、活火山の観光と安全を両立する体制があること、ボランティアガイドや、プロのネイチャーガイドにより、観光客の様々なニーズに合わせた取組みが行われていること、行政、各民間団体が参画する推進委員会が組織され、研究者も協力する体制ができていることなどが評価され、平成22年９月に日本ジオパークに認定された。

イ　植　生

伊豆諸島は、常緑広葉樹林帯に属し、その植物相は箱根、伊豆半島、房総半島、三浦半島などと同様にフォッサマグナ区系であり、共通する種が見られる。一方で、海洋島及び火山島であることから、その地理、地形に大きく影響を受けており、ハチジョウコゴメグサ、サクユリ、ハチジョウイタドリなどの固有あるいは準固有の種や変種が多く存在するほか、島ごとに外見の特徴が異なるといった多様性も見られる。また、噴火による裸地形成から極相に至る植生の遷移の諸段階を見ることができる。特に、噴火活動の著しい大島や三宅島では、裸地、ハチジョウイタドリが代表する火山荒原、オオバヤシャブシなどの低木林、オオバエゴノキやオオシマザクラなどの落葉・常緑広葉樹混交林、スダジイなどの常緑広葉樹林といった、様々な段階を間近に見ることができる。

また、無人島を除き古くから人間活動が活発に行われているため、自然植生の多くにも人為が及んでいる。

＜海岸部＞

海食崖及びその周辺にフォッサマグナ地域に典型的な、イソギク、スカシユリ、ボタンボウフウ、ハマカンゾウ、ハチジョウススキからなるイソギク－ハチジョウススキ群集の海岸植生が見られる。崖上では、マサキ、トベラ、ヒメユズリハ、タブ、ヤブニッケイ、ツワブキ、フウトウカズラからなるマサキ－トベラ群集の海岸風衝低木林が見られる。

＜山麓部＞

スダジイ、タブ、ヤブツバキ、ヒサカキ、シロダモ等からなるオオシマカンスゲ－スダジイ群集が特徴的であるが、人為の影響を最も受けている地域である。そのため自然林は御蔵島に残存している他は小規模で、大部分の地域は二次林である。その中で特徴的なのは、利島のツバキ植林地、三宅島のガクアジサイ、ユズリハ、オオバヤシャブシ、イヌツゲを主とした低木林、御蔵島のスダジイ、タブを主とした常緑樹林である。

＜山頂部＞

一部を除いて人為の影響が最も少なく、多くの特徴的自然を残している。

大島、三宅島では溶岩や火山灰堆積地の上にシマノガリヤス、ハチジョウススキ、ハチジョウイタドリ、シマタヌキラン、オオバヤシャブシ等典型的な火山先駆植生がみられる。

神津島天上山頂は、オオシマツツジ、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類のハコネコメツツジを主体とする低木林が見られるほか、ハマオモト、ハマボッス、スカシユリ等の海浜植物、点在する湿地では絶滅危惧ⅠＢ類のイズノシマホシクサが生育する。火山荒原ではオオシマツツジが優占する島状の群落が見られ、特異な景観を呈している。

御蔵島御山山頂部には風衝草原が見られ、ミクラザサ、ミヤマクマザサのササ原にハコネコメツツジ等が混在する群集が見られ、マイヅルソウ、ノギラン、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類のコイワザクラといった北方系の多様な植生がほとんど原生状態で残存している。

ウ　野生生物

伊豆諸島地域は、太平洋に点在する火山島であり、河川や池沼に恵まれていないこと、また繰り返しの噴火による既存生物相の破壊的打撃が大きいことにより、動物相としては、哺乳類、爬虫類、両生類の種数は少ないが、鳥類は270種を数え、渡り鳥であるシギ・チドリ類やカモ類などは本土と共通種が多く、陸鳥類では、固有種や固有亜種が多く存在する。

特に、伊豆諸島やトカラ列島でしか見られず、環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠＢ類のアカコッコや絶滅危惧Ⅱ類のイイジマムシクイなどの固有種をはじめ、分布が限定されている準絶滅危惧のカラスバトや絶滅危惧ⅠＢ類のウチヤマセンニュウ、また、絶滅危惧Ⅱ類のタネコマドリや絶滅危惧ⅠＢ類のモスケミソサザイなどの固有亜種が生息する。さらにヤマガラの固有亜種として、八丈島、御蔵島及び三宅島には絶滅危惧ⅠＢ類のオーストンヤマガラ、新島及び神津島には同じく絶滅危惧ⅠＢ類のナミエヤマガラが生息している。

伊豆諸島は海洋性の鳥類の営巣地としても重要な位置を占めており、神津島近傍の祇苗島や三宅島近傍の大野原島は、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメの営巣地となっている。また、御蔵島は国内最大のオオミズナギドリの集団繁殖地である等、貴重な鳥類の繁殖が確認されている。

鳥類以外の希少種として、オカダトカゲや、伊豆諸島のみに分布するミクラミヤマクワガタ、ハチジョウノコギリクワガタなどが生息する。オカダトカゲは、環境省レッドリストにおいて、絶滅のおそれのある地域個体群に位置づけられており、特に三宅島や八丈島では、かつてネズミによる農業被害を防ぐために導入されたニホンイタチの影響によって個体数は大きく減少している。

（２）利用の現況

全国的な離島ブームの時期には100　万人を超えた東京島しょ地域の利用者数は、昭和48年の137万人をピークに、その後減少を続け、近年は45万人前後で推移しており、ピーク時の半数を割り込んでいる状況である。利用形態として、大島、新島、式根島、神津島、三宅島、八丈島では、海水浴やダイビング、サーフィンなど、また利島や御蔵島ではイルカウォッチングなどのマリンレジャーが中心であり、利用者は夏期に集中する。その他、三宅島ではバードウォッチングを目的とする利用もなされている。

各島における通年利用としては、自然探勝、ハイキング、休養、魚釣り等がなされている。

御蔵島及び三宅島では、東京都により自然環境保全促進地域に指定され、さらに自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定が東京都と各村の間で締結されている。御蔵島では登山や沿岸でのイルカウォッチング、三宅島では雄山における登山の際に現地ガイドの同行を必要とし、自然環境を守りながら自然とふれあうエコツーリズムが行われている。

また大島は、平成22年９月に日本ジオパークに認定されており、自然環境保全活用、防災、教育、観光等の各部会が連携しながら活動している。ジオパークに認定される以前より活動しているネイチャーガイドを中心に、１名からでも常時参加できるジオツアーも行われており、利用者の満足度も高いものとなっている。また、ジオガイドの養成講座も継続して実施されている。大島町の基本計画には、ジオガイド養成に防災研修を取り入れ、ジオガイドを地域防災の担い手として育成することが明記されるとともに、若年層に対しては校外学習などを通じた教育を取り入れ、広く一般に火山防災を伝えている。その他、展示や講演会による普及啓発など、多様な取組みが行われている。

なお、本州から伊豆諸島各島への交通機関としては、船舶と航空機とがあるが、ジェット機が運航する八丈島を除き、経済性、輸送力の面から海上交通が主たるものとなっている。海路のうち、大型客船は東京・竹芝から大島、利島、新島、式根島、神津島をつなぐ航路と、竹芝から三宅島、御蔵島、八丈島をつなぐ航路とに分かれて運航している。また、竹芝と大島から神津島までの各島へは、平成14年からジェットフォイルが就航するようになった。ジェットフォイルでは東京・大島間は約１時間45分、東京・神津島間は約３時間45分で渡ることが可能となり、以前と比べて所要時間が大幅に短縮されるようになった。また、空路では、羽田～八丈島間をつなぐジェット機のほか、調布と大島、新島、神津島、三宅島の各島を結ぶ小型飛行機が運航している。飛行時間は、羽田・八丈島間のジェット機では55分、小型飛行機では、調布・大島間で約25分、調布・神津島間で約45分である。その他、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島間の各島間をつなぐヘリコミューターも運航しており、大島・三宅島間は約20分、御蔵島・八丈島間は約25分で渡ることができる。

（３）社会経済的背景

ア　土地所有別

国有地 447ha、公有地 7,082ha、私有地 19,584ha、不明 392ha（陸域）

イ　人口及び産業

伊豆諸島地域に関係する各市町村の世帯数、人口は次のとおりである。

（令和３年４月１日現在）

市町村	世帯数（世帯）	人口（人）
大島町	4,421	7,228
利島村	168	297
新島村	1,341	2,570
神津島村	930	1,879
三宅村	1,487	2,294
御蔵島村	166	303
八丈町	4,183	7,062

住居は集落に集中しているため、国立公園区域外や、普通地域に位置する世帯が大部分である。 事業所数は概ね減少傾向であり、業種の内訳は「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」が多く、農林水産業や製造業などよりも、観光に関連する事業者が多くなっている。

ウ　権利制限関係

（ア）保安林

種類	位置	重複面積(ha)	指定年月日
土砂流出防備保安林	東京都大島町	433	大15．５．５～令元．12．12
	東京都利島村	7	平10．８．27
	東京都新島村	98	昭14．５．26～平28．４．22
	東京都神津島村	244	昭17．５．13～令元．７．19
	東京都三宅村	768	昭31．４．19～平28．３．18
	東京都御蔵島村	124	平元．４．21～平28．６．２
	東京都八丈町	530	昭12．４．16～平16．８．30
土砂崩壊防備保安林	東京都大島町	1	昭58．９．６～平８．９．９
	東京都新島村	33	昭29．２．23～平30．11．２
	東京都神津島村	15	昭57．10．23～平19．４．11
	東京都三宅村	15	昭29．４．１～平30．９．21
	東京都八丈町	16	昭29．４．１～平22．７．23
飛砂防備保安林	東京都大島町	15	昭34．２．24
	東京都新島村	3	昭14．５．26～昭30．２．24
防風保安林	東京都大島町	34	大９．11．13～昭33．３．29
	東京都新島村	24	昭14．５．26～昭35．７．７
	東京都神津島村	2	昭14．５．26
	東京都三宅村	21	昭17．５．13～昭28．２．23
	東京都八丈町	4	昭28．６．20～平25．11．25
潮害防備保安林	東京都新島村	8	昭14．５．26～昭57．９．25
	東京都神津島村	3	昭14．５．26～昭17．５．13
	東京都八丈町	5	昭15．５．23～昭37．３．31
干害防備保安林	東京都大島町	15	昭54．11．６～平３．10．30
	東京都神津島村	46	昭39．１．18
	東京都三宅村	7	昭60．１．22
	東京都御蔵島村	5	昭35．２．19
	東京都八丈町	2	平13．10．19
落石防止保安林	東京都新島村	31	昭56．９．５～平19．４．11
防火保安林	東京都大島町	3	昭30．４．15
魚つき保安林	東京都新島村	21	昭14．５．26～昭17．５．13

※ 指定年月日で件数が多い場合は、当初と直近の指定年月日のみを記載している。

（イ）鳥獣保護区

（国指定）

名称	位置	重複面積(ha)	当初指定年月日

祇苗島鳥獣保護区	東京都神津島村祇苗島	593	平成22.11.１
大野原島鳥獣保護区	東京都三宅村大野原島	546	平成22.11.１

（都指定）

名称	位置	重複面積（ha）	当初指定年月日
坪田大路池鳥獣保護区	東京都三宅村坪田	82	昭和19.10.31
新島鳥獣保護区	東京都新島村	10,800	国設禁猟区 昭27.２.１ 都設に変更 昭46.８.1
三宅島富賀山鳥獣保護区	東京都三宅村阿古	185	国設禁猟区 昭31.10.15 都設に変更 平成８.11.１
八丈富士鳥獣保護区	東京都八丈町大賀郷、三根	458	昭40.６.１
八丈三原山鳥獣保護区	東京都八丈町三原山	580	昭40.６.１
小岩戸ヶ鼻鳥獣保護区	東京都八丈町中之郷	227	昭40.６.１
御蔵島鳥獣保護区	東京都御蔵島村南部	618	昭49.11.１
大島泉津鳥獣保護区	東京都大島町泉津	470	昭50.11.１
三宅島雄山鳥獣保護区	東京都三宅村雄山	317	平成５.11.１
八丈小島鳥獣保護区	東京都八丈町	1,419	平成29.11.1

（ウ）史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
都指定史跡	武田信道及び家臣供養塔並びに屋敷跡	東京都大島町野増	昭31.３.３
	鉄砲場の岩陰遺跡	東京都大島町泉津	昭33.10.７
	ケッケイ山遺跡	東京都利島村西山	昭33.10.７
	原町の井戸	東京都新島村本村	昭33.10.７
	上木甚兵衛墓及び三島勘左衛門石像	東京都新島村本村	昭33.10.７
	大島下高洞遺跡	東京都大島町元町	昭61.３.10
	利島阿豆佐和気命本宮境域	東京都利島村南御神山	昭62.２.24
	利島大山小山神社境域	東京都利島村なが山	昭62.２.24
	利島下上神社境域	東京都利島村東山	昭62.２.24
	吹之江遺跡	東京都新島村式根島	昭62.２.24
	利島大石山遺跡	東京都利島村	昭63.２.22
	大島竜の口遺跡	東京都大島町野増	昭63.２.22
	神津島阿波命神社境域	東京都神津島村長浜	昭63.２.22

	三宅島役所	東京都三宅村神着	昭57．3．26
	三宅島大里遺跡	東京都三宅村坪田	昭58．5．6
	三宅島ココマ遺跡	東京都三宅村坪田	平元．3．24
	梅辻規清墓	東京都八丈町中之郷	昭35．2．13
	八重根のメットウ井戸	東京都八丈町大賀郷	昭55．2．21
	八丈島湯浜遺跡	東京都八丈町樫立	昭58．5．6
町村指定史跡	流人墓地	東京都新島村本村	昭62．3．30
	向畑刑場跡	東京都新島村本村	昭62．3．30
	式根島のまいまいず井戸	東京都新島村式根島	昭62．3．30
	里川の水源	東京都新島村	昭62．9．25
	流人墓地	東京都神津島村	昭45．1．10
	尾越の水汲場	東京都八丈町末吉	昭51．5．11
	なまこ桟橋	東京都新島村式根島	平30．6．27
都指定旧跡	役行者窟	東京都大島町泉津	昭30．3．28
	秋広平六墓	東京都大島町波浮港	昭30．3．28
	天宥法印墓	東京都新島村新原	昭30．3．28
	ゾウ遺跡	東京都御蔵島村	昭32．2．21
	八丈島役所跡	東京都八丈町大賀郷	昭30．3．28
	近藤守真墓	東京都八丈町三根	昭30．3．28
	宇喜多秀家墓	東京都八丈町大賀郷	昭35．2．13
町村指定旧跡	竹内式部の墓	東京都三宅村伊ヶ谷	昭47．2．20
	不受不施派僧の墓	東京都三宅村伊ヶ谷、伊豆	昭47．2．20
	小金井小次郎の首切り地蔵	東京都三宅村伊豆	昭47．2．20
	井上正鉄の墓	東京都三宅村伊ヶ谷	昭47．2．20
	生島新五郎の墓	東京都三宅村伊ヶ谷	昭47．2．20
	小金井小次郎建立の地蔵尊	東京都三宅村伊豆	昭47．2．20
	小金井小次郎井戸	東京都三宅村伊豆	昭47．2．20
	処刑場跡	東京都三宅村伊ヶ谷	昭47．2．20
	丹娜婆の墓	東京都八丈町末吉	昭51．5．11
	新島測量基点	東京都新島村本村	昭62．9．25
	流人牢屋跡	東京都新島村本村	昭62．9．25
	薩摩畑	東京都新島村	昭62．9．25
	塩釜の跡	東京都新島村式根島	昭62．9．25
	丸山の方角石	東京都新島村式根島	昭62．9．25
国指定特別天然記念物	大島のサクラ株	東京都大島町泉津	昭27．3．29
	アホウドリ	※地域を定めず指定	昭37．4．19
国指定天	シイノキ山のシイノキ群叢	東京都大島町泉津	昭26．6．9

然記念物	大島海浜植物群落	東京都大島町泉津	昭26.６.９
	ヘゴ自生北限地帯	東京都八丈町大賀郷、三根	大15.10.27
	アカコッコ	※地域を定めず指定	昭50.２.13
	イイジマムシクイ	※地域を定めず指定	昭50.６.26
	オカヤドカリ	※地域を定めず指定	昭45.11.12
	オジロワシ	※地域を定めず指定	昭45.１.23
	オオワシ	※地域を定めず指定	昭45.１.23
	カラスバト	※地域を定めず指定	昭46.５.19
	カンムリウミスズメ	※地域を定めず指定	昭50.６.26
都指定天然記念物	野増大宮のシイ樹叢	東京都大島町野増	昭14.12.２
	差木地の大クス	東京都大島町差木地	昭14.12.２
	春日神社のイヌマキ群叢	東京都大島町差木地	昭33.10.７
	潮吹の鼻	東京都大島町泉津	昭14.12.２
	おたいね浦の岩脈と筆島	東京都大島町波浮港	昭15.２.
	東要寺のイヌマキ	東京都新島村式根島	昭33.10.７
	東要寺のナギ自生地	東京都新島村式根島	昭33.10.７
	神着の大ザクラ	東京都三宅村神着	昭11.３.４
	ビャクシン	東京都三宅村神着	昭11.３.４
	御蔵島鈴原の湿原植物群落	東京都御蔵島村鈴原	昭32.２.21
	三宅島椎取神社の樹叢と溶岩流	東京都三宅村神着	昭60.３.18
	御蔵島御代が池のツゲ	東京都御蔵島村御代が池	昭19.３.15
町村指定天然記念物	大路藻	東京都三宅村大路池	昭47.２.20
	迷子椎	東京都三宅村大路池	昭47.２.20
	普済院の大桜	東京都三宅村伊豆	昭47.２.20
	普済院の蘇鉄	東京都三宅村伊豆	昭47.２.20
	ハコネコメツツジ	東京都三宅村雄山	昭47.２.20
	リュウビンタイ	東京都三宅村神着	昭47.２.20
	オオシマハイネズ	東京都三宅村阿古	昭47.２.20
	ミヤケコゲラ	東京都三宅村	昭47.２.20
	オーストンヤマガラ	東京都三宅村	昭47.２.20
	タネコマドリ	東京都三宅村	昭47.２.20
	モスケミソサザイ	東京都三宅村	昭47.２.20
	ウチヤマセンニュウ	東京都三宅村	昭47.２.20
	シチトウメジロ	東京都三宅村	昭47.２.20
	しんのうやし雌雄原種	東京都八丈町中之郷	昭51.５.11
	楊梅ヶ原の大シイ	東京都八丈町大賀郷	昭58.11.14
	銀木犀下のタブノキ	東京都八丈町大賀郷	昭58.11.14

	川向のオガタマノキ	東京都八丈町三根	昭58.11.14
	八丈富士浅間神社のヤマグルマ	東京都八丈町八丈富士	昭58.11.14
	大里のビロウ古株	東京都八丈町大賀郷	昭58.11.14
	御蔵の大ジイ	東京都御蔵島村南郷上原	平24.10.31
	坪田観音	東京都三宅村坪田	平26.11. 7
	こん沢林道甌穴群	東京都八丈町末吉	平28. 7.11

（エ）海岸保全区域（都管理分）

種類	海岸名	位置	重複延長（km）	指定年月日
国土交通省（港湾局）所管	元町港海岸	東京都大島町	0	昭34. 7. 2
	岡田港海岸	東京都大島町	0.1	昭34. 7. 2
	波浮港海岸	東京都大島町	0	昭34. 7. 2
	利島港海岸	東京都利島村	0.5	昭37. 9.15
	新島港海岸	東京都新島村	1.9	昭37. 9.15
	神津島港海岸	東京都神津島村	1	昭37. 9.15
	大久保港海岸	東京都三宅村	0.1	昭34. 7. 2
	三池港海岸	東京都三宅村	1.7	昭37. 9.15
	御蔵島港海岸	東京都御蔵島村	0.3	昭37. 9.15
	八重根港海岸	東京都八丈町	0.4	昭37. 9.15
	神湊港海岸	東京都八丈町	1.5	昭37. 9.15
国土交通省（水管理・国土保全局）所管	湯の浜海岸	東京都大島町	1	昭33. 5.13
	泉浜海岸	東京都大島町	6.4	昭33. 5.13
	砂の浜海岸	東京都大島町	1.6	昭33. 5.13
	泉津海岸	東京都大島町	0.6	昭33. 5.13
	行者海岸	東京都大島町	2.3	昭38. 4.16
	筆島海岸	東京都大島町	2.3	昭38. 4.16
	トウシキ海岸	東京都大島町	2.3	昭38. 4.16
	前浜海岸	東京都利島村	1.1	昭38. 4.16
	和田浜海岸	東京都新島村	1.1	昭33. 8.19
	間々下浦海岸	東京都新島村	1	昭33. 8.19
	羽伏浦海岸	東京都新島村	5.1	昭33. 8.19
	淡井浦海岸	東京都新島村	0.3	昭33. 8.19
	若郷海岸	東京都新島村	1	昭35.12.24
	釜の下海岸	東京都新島村式根島	0.5	昭33. 8.19
	沢尻・長浜海岸	東京都神津島村	5.8	昭33. 8.19
	多幸浜海岸	東京都神津島村	1.9	昭33. 8.19
	阿古海岸	東京都三宅村	0.9	昭34.11.10

	横まま海岸	東京都三宅村	0.5	昭41.12.22
	ナゴラ海岸	東京都三宅村	0.8	平３．２.22
	御蔵海岸	東京都御蔵島村	0.7	昭34.11.10
	汐間海岸	東京都八丈町	1	昭34.11.10
	横間ヶ浦海岸	東京都八丈町	0.9	昭50.10.17
	垂戸海岸	東京都八丈町	0.7	昭50.10.17
	乙千代ヶ浜海岸	東京都八丈町	1.1	平４．２.25
	洞輪沢海岸	東京都八丈町	0.4	平９．８.18
農林水産省（水産庁）所管	元町漁港海岸	東京都大島町	0	昭51.12.21
	岡田漁港海岸	東京都大島町	0.9	昭39．８.20
	野増漁港海岸	東京都大島町	0	昭39．８.20
	差木地漁港海岸	東京都大島町	0	昭39．８.20
	泉津漁港海岸	東京都大島町	0	昭39．８.20
	若郷漁港海岸	東京都新島村	1.1	平３．３．７
	阿古漁港海岸	東京都三宅村	0.8	昭51.10.30
	洞輪沢漁港海岸	東京都八丈町	0.4	昭50．１.27
	八重根漁港海岸	東京都八丈町	0	平９．６．２

３　公園区域

富士箱根伊豆国立公園の区域を次のとおりとする。

（表１：公園区域（陸域）表）

都道府県名	区　　　域	面　　積(ha)
東　京　都	大島町 岡田、差木地、泉津、野増、波浮港及び元町の各一部	8,732 国 11 公 302 私 8,419
	利島村の一部	395 国 0 公 126 私 269
	新島村の一部	2,631 国 0 公 833 私 1,791 不 5
	神津島村内 国有林東京神奈川森林管理署300林班の全部 神津島村の一部	1,801 国 11 公 978 私 812
	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署302林班の全部及び301林班の一部 三宅村 雄山の全部並びに阿古、伊ヶ谷、伊豆、神着及び坪田の各一部	5,214 国 359 公 1,994 私 2,674 不 187
	御蔵島村の一部	2,036 国 2 公 1,645 私 327 不 62
	八丈町内 国有林東京神奈川森林管理署304林班の全部 八丈町 大賀郷、樫立、末吉、中之郷、八丈小島及び三根の各一部	6,695 国 64 公 1,203 私 5,291 不 137
	（これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁を含む）	
合　　計		27,505 国 447 公 7,082 私 19,584 不 392

（表２：公園区域（海域）表）

区　　　　域	面　　積(ha)
東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村及び八丈町の地先海面の一部	39,447
合　　　計	39,447

富士箱根伊豆国立公園
（伊豆諸島地域）

公園計画書

［第３次点検］

令和４年９月 16 日
環　境　省

目　次

１　基本方針 1
２　規制計画 3
（１）保護規制計画及び関連事項 3
ア　特別地域 3
（ア）特別保護地区 4
（イ）第１種特別地域 7
（ウ）第２種特別地域 11
（エ）第３種特別地域 15
イ　海域公園地区 19
ウ　関連事項 20
（ア）　汚水又は廃水の排出規制区域 20
（イ）　採取等規制植物 21
（ウ）　捕獲等規制動植物及び区域 28
（エ）　普通地域 29
エ　面積内訳 30
３　事業計画 32
（１）施設計画 32
ア　利用施設計画 32
（ア）　集団施設地区 32
（イ）　単独施設 35
（ウ）　道路 40
ａ　車道 40
ｂ　自転車道 42
ｃ　歩道 42
４　参考事項 45
（１）過去の経緯 45

別添　供覧用総括図

1　基本方針

富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域）は、富士火山帯に属する火山列島の大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島等の島しょ岩礁から成り、火山現象による地形、地質、植生に特色を有している。

本地域は昭和 30 年４月に「伊豆七島国定公園」に指定され、その後昭和 39 年７月に富士箱根伊豆国立公園に編入された。

本地域は、一部の集落地を除いて島しょのほぼ全域が公園区域に指定されており、公園の規制は、住民の生活に密接に関わっている。

一方、本公園を取り巻く社会情勢は、指定当時と比較すると、航路、空路の輸送力の増大、地元産業の発達等大きく変化してきており、観光依存度が高い状況となっている。また、公園の利用形態は、夏期における海水浴を中心に、ハイキング、魚釣り等様々である。

このような公園区域内外の社会的状況を踏まえながら、火山列島に起因する風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めるものとする。

（１）規制計画

１）保護規制計画及び関連事項

ア　特別地域

（ア）特別保護地区

本地域を特徴づけている火山地形の代表的景観（大島三原山、神津島天上山、三宅島雄山、八丈富士等の各山頂部）、特異な海岸景観（御蔵島、利島、新島、神津島の海食崖）、動植物から見た貴重な自然（原生状態の照葉樹林、オオミズナギドリの群生地）等については、厳正な保護を図るため特別保護地区とする。

（イ）第１種特別地域

特別保護地区に隣接し、又は同地区に準じた火山山頂部周辺、海食崖及び貴重な植生があり、自然状態をよく保持している地区等を第１種特別地域とする。

（ウ）第２種特別地域

各島の山腹で島しょ景観構成要素の一部として保全を図る必要のある地区又は主要な展望対象地及び利用拠点で比較的自然状態をよく保持している地区等を第２種特別地域とする。

（エ）第３種特別地域

上記以外の地域で全般的な風致の維持を図る必要のある地区、農林業を認めながら乱開発を防ぐ地区等を第３種特別地域とする。

イ　海域公園地区

サンゴ群落や溶岩による特異な地形等、優れた海中景観を有し、魚類をはじめ海中動植物相が豊かな地区のうち、海域及び陸上の景観の一体的な保護及び利用を図る必要がある地区等を海域公園地区とする。

ウ　関連事項

（ア）汚水又は廃水の排出規制区域

伊豆諸島最大の火口湖である大路池について、水質の保全を図るため、引き続き汚水又は廃水の排出規制区域（指定湖沼）に指定する。

（イ）採取等規制植物

優れた風致や自然環境への影響を防ぐため、鑑賞用、園芸用、薬草用等として採取され易く、規制を行わなければ絶滅するおそれのある植物を指定する。

（ウ）捕獲等規制動植物及び区域

三宅島における海域公園地区について、学術的価値のあるもの又は海域景観を構成する主要な動植物を保全するため、引き続きこれらの動植物及び区域を捕獲等規制動植物及び区域に指定する。三宅島以外の海域公園地区においては当面指定を行わないものとするが、利用との調整が必要とされた場合には、漁業の支障とならないよう地元漁業関係者の意見を徴した上で検討する。

（エ）普通地域

陸域における普通地域は、自然景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地、農耕地等のほか、空港及びその周辺を指定し、公園区域外に位置する主要港湾及び集落中心部と、特別地域との緩衝地として扱う。また、海域については、汀線より１km 線界内のほか、ザトウクジラの生息域等、生物多様性保全上重要な海域を指定する。

（２）事業計画

１）施設計画

ア　利用施設計画

本地域における公園利用形態は、火山及び島しょ景観の展望、ハイキング、探勝及び夏季を中心にした海水浴、キャンプ、磯遊び等の海浜レクリエーション、サイクリング等が中心となっているので、これらに対応した施設を適正に配置することとする。

２　規制計画

（１）保護規制計画及び関連事項

ア　特別地域

次の区域を特別地域とする。

（表１：特別地域総括表）

都道府県名	区　　　域	面　積(ha)
東　京　都	大島町 岡田(おかた)、差木地(さしきじ)、泉津(せんづ)、野増(のまし)、波浮港(はぶみなと)及び元町(もとまち)の各一部	7,327 国 0 公 272 私 7,055
	利島村の一部	352 国 0 公 113 私 239
	新島村の一部	2,180 国 0 公 754 私 1,420 不明 5
	神津島村内 国有林東京神奈川森林管理署 300 林班の一部 神津島村の一部	1,677 国 10 公 957 私 710
	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 302 林班の全部及び 301 林班の一部 三宅村 雄山(おやま)の全部並びに阿古(あこ)、伊ヶ谷(いがや)、伊豆(いず)、神着(かみつき)及び坪田(つぼた)の各一部	4,730 国 322 公 1,889 私 2,362 不明 157
	御蔵島村の一部	1,987 国 1 公 1,628 私 299 不明 60
	八丈町内 国有林東京神奈川森林管理署 304 林班の全部 八丈町 大賀郷(おおかごう)、樫立(かしたて)、末吉(すえよし)、中之郷(なかのごう)、八丈小島(はちじょうこじま)及び三根(みつね)の各一部	5,549 国 26 公 1,146 私 4,240 不明 137
（これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む）		
合　　　計		23,803 国 359 公 6,758 私 16,327 不明 359

（ア）特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

（表２：特別保護地区総括表）

都道府県名	区　　域	面　積(ha)
東　京　都	大島町 泉津（せんづ）及び野増（のまし）の各一部	1,085 国 0 公 104 私 981
	利島村の一部	75 国 0 公 67 私 8
	新島村の一部	185 国 0 公 55 私 130
	神津島村の一部	250 国 0 公 221 私 29
	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 302 林班の一部 三宅村 雄山（おやま）、神着（かみつき）及び坪田（つぼた）の各一部	421 国 38 公 368 私 10 不明 5
	御蔵島村の一部	468 国 0 公 446 私 1 不明 22
	八丈町 大賀郷（おおかごう）及び三根（みつね）の各一部	19 国 0 公 18 私 1
（これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む）		
合　　計		2,503 国 38 公 1,279 私 1,159 不明 27

（表３：特別保護地区内訳表）

名　称	区　　　域	地区の概要	面積（ha）
大島三原山	東京都大島町 泉津及び野増の各一部	大島三原山は、日本でも有数の活火山であり、カルデラ内の噴火口、安永溶岩等の奇観及びその南東に拡がる裏砂漠と呼ばれる火山荒原等他に類を見ない原始的自然景観を呈する地区である。	1,085 国 0 公 104 私 981
利島海食崖	東京都利島村の一部 （利島の一部）	利島は前浜周辺部を除き、島の大部分で発達した海食崖がみられる。当該地区は、オオミズナギドリの集団繁殖地としても著名である。	75 国 0 公 67 私 8
新島海食崖	東京都新島村の一部 （新島の一部）	白ママ層と呼ばれる流紋岩により形成された白色に近い明るい海食崖の南部地区及びこれと生成を異にした北部地区の海食崖であり、新島の核心的な景観地域である。	116 国 0 公 27 私 90
新島属島	東京都新島村の一部 （鵜渡根島、地内島及び早島の全部並びに付近の岩礁）	鵜渡根島、地内島、早島はいずれも無人島で、自然状態をよく保持しており、鵜渡根島はオオミズナギドリの、早島はカンムリウミスズメの繁殖地として著名である。	69 国 0 公 28 私 41
神津島天上山	東京都神津島村の一部 （神津島の一部）	トロイデ型山体の頂端部で湿地帯、火山性荒原等の地形景観を呈する地区である。オオシマツツジ、リョウブ、オオシマハイネズ、ツゲ等で構成される低木林、草本層ではヒメトケンラン、ショウジョウバカマ等が見られ、海岸性、高山性の植物が混在して分布している。	176 国 0 公 170 私 6
神津島南東側海食崖	東京都神津島村の一部 （神津島の一部及び付近の岩礁）	神津島の海岸線の一部で、当該島において特に複雑に入りくんだ海食崖が発達しており、特異な景観を呈している。	52 国 0 公 44 私 8
神津島属島	東京都神津島村の一部 （恩馳島及び祇苗島の全部並びに付近の岩礁）	恩馳島、祇苗島はいずれも無人島で、自然状態をよく保持しており、恩馳島はカンムリウミスズメの生息地として著名である。	22 国 0 公 6 私 15

名　称	区　　域	地区の概要	面積（ha）
三宅島赤場暁、ひょうたん山、三七山	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 302 林班の一部 東京都三宅村 神着及び坪田の各一部	三宅島の北東の海岸部に位置しており、昭和 15 年及び昭和 37 年の噴火の際に発生した溶岩流である赤場暁と、各噴火により生じたスコリア丘のひょうたん山や三七山などから成る地区である。特異な火山景観を呈しており、活火山を有する三宅島において、特に重要な地区である。	47 国 ― 公 ― 私 ―
三宅島雄山山頂	東京都三宅村 雄山の一部	雄山山頂のカルデラ、カルデラ壁、火山性荒原から成る地区で、噴気現象が見られるなど、典型的な火山景観を呈している。以前は八丁平と呼ばれる平原やハイキングコースがあったが、平成 12 年の雄山山頂噴火により、山頂部が陥没した。これにより、旧カルデラ、火口原等は消失し、直径約 1.6km の新たなカルデラが形成された。	284 国 ― 公 ― 私 ―
三宅島大路池	東京都三宅村 坪田の一部	雄山の寄生火山として生じた爆裂火口跡で、中心部にある大路池は昭和58年の噴火で新澪地が消失したため、火口湖としては伊豆諸島唯一のものとなっている。また火口壁にはスダジイ、タブノキを主とする、島内ではもっとも規模の大きい原生林が残存しており、林床にアオノクマタケラン、リュウビンタイ、オオタニワタリ等の南方系の植物が生育するとともに、アカコッコ、イイジマムシクイ等の希少種や固有種等を含め、多数の鳥類の生息地となっている。	86 国 ― 公 ― 私 ―
三宅島属島	東京都三宅村の一部 （大野原島の全部及び付近の岩礁）	大野原島（三本嶽）は三宅島の南西海上に位置する無人島で、複数の岩礁の総称である。よく自然状態が保持されており、カンムリウミスズメの繁殖地として極めて重要な地区である。	5 国 ― 公 ― 私 ―
御蔵島南部	東京都御蔵島村の一部 （御蔵島の一部及び付近の岩礁）	本島は黒潮海流の中で最も強い流れをもつ部分に位置しているため、本島周囲約 16km の全てが海食崖から成り、湾入がまったくない島である。特に南部は浸食が激しく、最高部 480m にも達する日本一の海食崖が発達している。また、御山火口南部はツゲ、スダジイ等の原生林から成り、ミヤケコゲラ、カラスバト等の生息地でもある。海食崖周辺はオオミズナギドリの繁殖地として著名である。	468 国 0 公 446 私 1 不明 22
八丈富士火口	東京都八丈町 大賀郷及び三根の各一部	西山（八丈富士）は、名のごとく、典型的な円錐型成層火山であり、伊豆諸島の最高峰（854m）の山である。山頂火口部は、火口の中にできた数個の池と湿原、周囲にはハチジョウイヌツゲ、ヒサカキ、ユズリハを主とする林内に、ハチジョウウラボシやコウヤコケシノブなどの着生植物も生育するなど、雲霧林の様相を呈しており、特異な植生景観がみられる地区である。	19 国 0 公 18 私 1
合　　計			2,503 国 38 公 1,279 私 1,159 不明 27

※三宅村については、土地所有区分別面積を算出していない。

（イ）第１種特別地域

次の区域を第１種特別地域とする。

(表４：第１種特別地域総括表)

都道府県名	区　　域	面　積(ha)
東　京　都	大島町 岡田(おかた)、差木地(さしきじ)、泉津(せんづ)、野増(のまし)、波浮港(はぶみなと)及び元町(もとまち)の各一部	564 国 0 公 5 私 559
	利島村の一部	27 国 0 公 2 私 24
	新島村の一部	140 国 0 公 135 私 2 不明 2
	神津島村内 国有林東京神奈川森林管理署 300 林班の一部 神津島村の一部	281 国 8 公 256 私 16
	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部 三宅村 阿古(あこ)、伊ヶ谷(いがや)、伊豆(いず)、雄山(おやま)、神着(かみつき)及び坪田(つぼた)の各一部	369 国 98 公 175 私 58 不明 37
	御蔵島村の一部	192 国 0 公 192 私 0
	八丈町内 国有林東京神奈川森林管理署 304 林班の一部 八丈町 大賀郷(おおかごう)、樫立(かしたて)、末吉(すえよし)、中之郷(なかのごう)、八丈小島(はちじょうこじま)及び三根(みつね)の各一部	782 国 7 公 315 私 322 不明 137
（これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む）		
合　　計		2,354 国 113 公 1,082 私 982 不明 176

（表５：第１種特別地域内訳表）

名　称	区　　域	地区の概要	面積(ha)
大島海食崖	東京都大島町 岡田、差木地、泉津、野増、波浮港及び元町の各一部並びに付近の岩礁	大島の海岸線は、湾入が少なく、島の面積に比してその延長は短いことが特徴である。この海岸線の各地に発達した海食崖の地区であり、スカシユリやハマカンゾウ等の植物が生育し、海岸断崖植生がみられる。	157 国 0 公 1 私 156
大島奥山砂漠	東京都大島町 泉津の一部	広大な裏砂漠に連続し、火山植生がみられる荒原であり、自然度の高い地区である。	364 国 0 公 0 私 364
大島三原山カルデラ壁南部	東京都大島町 野増の一部	大島三原山の外輪山のうち、西側から南側までの稜線周辺に位置しており、カルデラ壁南部にある白石山は約736mの標高を有する。外輪山の中でも、特別保護地区内のカルデラ及びカルデラ壁の景観並びに外輪山の地形を保全するために特に重要な地区である。	43 国 0 公 4 私 39
利島宮塚山山頂	東京都利島村の一部 （利島の一部）	宮塚山の山頂部から南及び東の山麓部にかけて、スダジイの原生林や萌芽二次林に広く被われた地区である。巨樹・巨木や着生植物もみられる。	27 国 0 公 2 私 24
新島北西部海食崖	東京都新島村の一部 （新島の一部及び付近の岩礁）	新島北部の黒い砂の若郷海岸と西部の白くて長い砂浜の前浜との間に位置しており、海食崖がみられる地区である。	14 国 0 公 14 私 0
新島宮塚山東部	東京都新島村の一部 （新島の一部）	宮塚山東側に位置する急斜面の地形で、原始性の高いスダジイ自然林が残存している地区である。	84 国 0 公 81 私 2
式根島海食崖	東京都新島村の一部 （式根島の一部及び付近の岩礁）	式根島は、流紋岩質の溶岩からなるテーブル状の平坦な島であるが、その海岸線は波による浸食で小さな湾入が数多くあり、大部分は海食崖となっており、周辺のクロマツ林と調和し、式根松島とも呼ばれる景勝地である。	42 国 0 公 4 私 0 不明 0 2

名　称	区　　域	地区の概要	面積(ha)
神津島海食崖	東京都神津島村内 国有林東京神奈川森林管理署 300 林班の一部 東京都神津島村の一部	特別保護地区に隣接する海岸線で、海食崖景観をよく残しており、観音浦海岸を含む地区である。	126 国 8 公 108 私 10
神津島天上山外縁	東京都神津島村の一部	天上山山頂（特別保護地区）の外縁にあたる山腹で、リョウブ、オオシマツツジ等の低木林と、その北部のつづき堂、周辺の原始性の高い森林がみられる地区である。	155 国 0 公 149 私 6
三宅島海食崖	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部 東京都三宅村 阿古、伊ヶ谷、伊豆、神着及び坪田の各一部	三宅島の海岸線に発達する海食崖は、溶岩台地が波浪の浸食を受けて形成されたものであり、下根崎、伊豆岬、夕景浜北、今崎、間鼻、新鼻、ツル根岬、ベンケ根岬等は、生育する特有な海岸植生とともに優れた海岸景観を構成している。特に新鼻は新澪池の南側に位置し、昭和 58 年の噴火の際の水蒸気爆発によって生じたスコリア原、スコリア丘等、火山活動を如実に示す特異な火山景観を呈する。	138 国 ― 公 ― 私 ―
三宅島赤場暁溶岩流	東京都三宅村 神着及び坪田の各一部	特別保護地区に連続する山腹に位置する地区で、昭和 37 年の噴火の際に生じた溶岩流から成る、火山景観のよく残された自然性の高い地区である。	109 国 ― 公 ― 私 ―
三宅島雄山山頂外縁	東京都三宅村 雄山の一部	雄山山頂（特別保護地区）の外縁部にあたり、裸地またはハチジョウススキ等の草地が見られる。雄山の景観構成上重要な地区である。	88 国 ― 公 ― 私 ―
三宅島新澪池	東京都三宅村 阿古の一部	新澪池は 1763 年の噴火で形成された爆裂火口で、以前は火口湖として水をたたえて存在していたが、昭和 58 年の噴火の際の水蒸気爆発により、池の水及びその周辺の自然林は消失した。火山活動を如実に示す、典型的な火山景観を呈する地区である。	16 国 ― 公 ― 私 ―
三宅島火口列	東京都三宅村 阿古の一部	昭和 58 年の溶岩流出の中心部で、延長 4.5 ㎞の噴火の割れ目上には 90 個以上の火口が一列に並び、特異な火山景観を呈する地区である。	18 国 ― 公 ― 私 ―
御蔵島御山	東京都御蔵島村の一部 （御蔵島の一部）	御山山頂周辺、御代ヶ池一帯で、風衝草原地、シマキンレイカ群落等がみられる地区である。	192 国 0 公 192 私 0

名　称	区　　域	地区の概要	面積(ha)
八丈島海岸部	東京都八丈町 大賀郷、樫立、末吉、中之郷及び三根の各一部並びに付近の岩礁	八丈島の海岸線一帯の地区であり、東山（三原山）火山は有史以前に活動が終わり、その後長年の浸食を受け、海食崖が発達しており、入江は少ない。また西山（八丈富士）火山は、江戸時代まで噴火していたため、海食崖は少なく、海中に流れ込んだ溶岩が変化のある海岸線を作っているところもある（南原千畳敷等）。	317 国 0 公 4 私 314
八丈富士火口外縁	東京都八丈町 大賀郷及び三根の各一部	八丈富士火口外側の、山頂周辺の地区であり、キリシマノガリヤス（シマノガリヤス）、シマタヌキラン、ハチジョウギボウシ等の草原が広がる。また、中腹にかけてはヒサカキやガクアジサイ、ジュウモンジシダ等の低木帯に移行している。	60 国 0 公 60 私 0
八丈三原山山頂	八丈町内 国有林東京神奈川森林管理署304林班の一部 東京都八丈町 三根の一部	東山（三原山）は有史以前に活動が終わった玄武岩質の火山で、浸食を受けて谷が発達しており、西山（八丈富士）では見られないスダジイ林が発達している。山頂周辺の地区では、ヤマグルマーユズリハ群集の風衝低木林が広がり、ハチジョウカンスゲやハチジョウスズタケもみられる。	97 国 7 公 87 私 4
八丈小島	東京都八丈町 八丈小島の全部及び付近の岩礁	八丈島の西に位置する無人島で、大平山を中心として緩斜面から急斜面まで変化のある地形を有している。多種の鳥類が生息し、特にクロアシアホウドリをはじめとしてカラスバト、アカコッコ、ウチヤマセンニュウ等希少な鳥類の重要な繁殖地となっている。植生はタブノキ、ヤブニッケイ等の常緑広葉樹林、ガクアジサイ、オオバヤシャブシ等の低木林、メダケ等による草地に覆われている。移入種等による影響が少なく、伊豆諸島本来の特徴を表す動植物相を有しており、貴重性が高い地区である。	307 国 0 公 165 私 5 不明 137
合　　計			2,354 国 113 公 1,082 私 982 不明 176

※三宅村については、土地所有区分別面積を算出していない。

（ウ）第２種特別地域

次の区域を第２種特別地域とする。

（表６：第２種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面　積(ha)
東　京　都	大島町 　岡田（おかた）、差木地（さしきじ）、泉津（せんづ）、野増（のまし）、波浮港（はぶみなと）及び元町（もとまち）の各一部	1,821 国 0 公 109 私 1,712
	利島村の一部	251 国 0 公 44 私 207
	新島村の一部	699 国 0 公 385 私 311 不明 3
	神津島村内 　国有林東京神奈川森林管理署 300 林班の一部 神津島村の一部	176 国 2 公 62 私 113
	三宅村内 　国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部 三宅村 　阿古（あこ）、伊ヶ谷（いがや）、伊豆（いず）、雄山（おやま）、神着（かみつき）及び坪田（つぼた）の各一部	1,425 国 82 公 854 私 412 不明 77
	御蔵島村の一部	348 国 0 公 345 私 1 不明 1
	八丈町 　大賀郷（おおかごう）及び三根（みつね）の各一部	210 国 0 公 140 私 70 不明 0
（これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む）		
合　　計		4,929 国 84 公 1,938 私 2,825 不明 81

（表７：第２種特別地域内訳表）

名　称	区　　域	地区の概要	面積(ha)
大島海岸部	東京都大島町 岡田、差木地、泉津、野増、波浮港及び元町の各一部	大島の海岸のうち主に海食崖の崖上にあたる地区で、イソギクーハチジョウススキ群集などの海岸植物群落、マサキートベラ群集などの低木林、クロマツ林等が見られる地区である。また、野田浜や砂の浜など、海岸や砂浜または周辺の散策の利用が見られ、園地等が整備されており、公園利用拠点でもある。	250 国 0 公 8 私 243
大島三原山カルデラ壁北部 大島三原山東部	東京都大島町 岡田、泉津、野増及び元町の各一部 東京都大島町 差木地、泉津及び波浮港の各一部	三原山カルデラ壁北部は、大島三原山の外輪山のうち、北部の稜線周辺に位置しており、カルデラ壁の境界が不明瞭なカルデラ東側に接続する地区である。オオシマザクラ、オオバヤシャブシ、ハチジョウイヌツゲ、ニオイウツギ、ハチジョウイタドリ、シマタヌキラン等の生育がみられる。 三原山東部は、火山活動により成立した地形で、二子山を含む島の東側に広がる地区である。萌芽再生した二次林も多くみられ、オオシマザクラーオオバエゴノキ群集、オオバヤシャブシーハチジョウススキ群集、マサキートベラ群集、オオシマカンスゲースダジイ群集等、種々の植生がみられ、大島集団施設地区を含む地区である。	1,541 国 0 公 75 私 1,467
大島岳の平	東京都大島町 差木地の一部	大島南部にあるスコリア丘で、1421 年頃に割れ目噴火により形成されたと考えられている。火山地形として特異な景観を有する。	29 国 0 公 26 私 2
利島宮塚山	東京都利島村の一部 （利島の一部）	スダジイ林の外側に位置し、ヤブツバキ林の広がる利島の代表的景観をなす地区である。	251 国 0 公 44 私 207
新島北部	東京都新島村の一部 （新島の一部）	新島北部は、伊豆諸島の安山岩から玄武岩系の島々と、流紋岩系の島々との交点にあたり、流紋岩の多い新島の中で唯一玄武岩砂礫層のある地区である。 ヤブツバキ林、タブノキの萌芽林がみられる。	97 国 0 公 54 私 42
新島宮塚山	東京都新島村の一部 （新島の一部）	宮塚山は、流紋岩類特有の粘り気のある溶岩によって作られた円頂丘である。スダジイ、タブノキの萌芽林が周囲一帯にみられる。また、和田浜海岸は白く美しい砂浜で、野営場、海水浴場としても利用されている。	303 国 176 公 127 私 0
新島東部海岸	東京都新島村の一部 （新島の一部）	羽伏浦海岸は、白い砂浜が長く直線状につづく、伊豆諸島随一の砂浜であり、その後背地には、クロマツ林、スダジイ、タブの萌芽林がある。	61 国 0 公 42 私 19

名　称	区　　域	地区の概要	面積(ha)
新島間々下浦 新島南部	東京都新島村の一部 （新島の一部）	間々下浦は、間々下海岸、白ママ層の海食崖及びトベラ－マサキ群集自然植生地からなり、海岸低木林が見られる自然度の高い地区である。 南部は、白ママ層に隣接する地区であり、マサキ、トベラ、イソギク等の自然植生地である。	111 国 0 公 6 私 105
式根島海岸部 式根島南西部	東京都新島村の一部 （式根島の一部）	式根島海岸部は、泊、大浦、カンビキ浦など、入江が数多くあり、美しい海岸線がみられる地区である。陸域側では、トベラ、マサキ、クロマツ等による海岸風衝林がみられる。 南西部は、スダジイ、タブノキ林、クロマツ風衝低木林等があり、クロマツ林は伊豆諸島の中でも特に美しく、すぐれた景観地である。	127 国 0 公 107 私 17 不明 3
神津島西部海岸	東京都神津島村の一部 （神津島の一部）	名組湾、長浜、沢尻湾一帯及び前浜南部の海岸線で、海岸植生やタブノキ、スダジイの自然林からなる地域である。また、各海岸は海水浴場として利用されている。	102 国 0 公 23 私 80
神津島天上山山裾 松山鼻	東京都神津島村の一部 （神津島の一部）	天上山の南西側山裾と、多幸湾及び松山鼻周辺で、マサキ－トベラ群集、スダジイの二次林、クロマツ群落等の植生がみられ、多幸湾集団施設地区を含む地区である。	74 国 2 公 39 私 33
三宅島海岸部	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部 東京都三宅村 神着、坪田、伊豆及び阿古の各一部並びに付近の岩礁	三宅島の海岸のうち主に海食崖の崖上にあたる地区で、マサキ－トベラ群集の低木林や、イソギク－ハチジョウススキ群集の海岸断崖地植生などが混在する地区と、海浜レクリエーションの場として利用のある大久保浜などの砂礫海岸を中心とする地区である。	94 国 － 公 － 私 －
三宅島雄山山腹 三宅島雄山南西麓及び南部海岸	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部 東京都三宅村 伊ヶ谷、伊豆、雄山、神着及び坪田の各一部	雄山山腹は、雄山山頂を同心円状に取り囲むようにニオイウツギ、オオバヤシャブシ、ガクアジサイ、ラセイタタマアジサイ等の自然低木林がよく残されている地区である。平成 12 年の雄山山頂噴火における火山灰や火山ガスの影響により、一部の地域では枯損木が見られる。また、雄山南西山麓及び南部の海岸周辺では、昭和 58 年の噴火により生じた溶岩流及びスコリア原など、新たに付加された火山景観が見られる地区である。	1,331 国 － 公 － 私 －
御蔵島御山中腹	東京都御蔵島村の一部 （御蔵島の一部）	スダジイ、オオシマカンスゲ、マサキ、トベラ、ニオイウツギ、オオバヤシャブシ等の自然植生地である。	347 国 0 公 345 私 1 不明 1

名　称	区　　域	地区の概要	面積(ha)
八丈富士中腹	東京都八丈町 　大賀郷及び三根の各一部	ヒサカキやハチジョウイヌツゲの低木林や、ガクアジサイ－ラセイタタマアジサイ群集が多くみられ、八丈富士の山体景観を構成する地区である。	155 国　0 公　140 私　15
八丈島神止山	東京都八丈町 　三根の一部	八丈富士の寄生火山の一つである神止山は、標高約195mの凝灰岩丘で、周辺のなだらかな地形の中から突出した景観をなしている。植生においても、スダジイの自然林があり貴重である。	44 国　0 公　0 私　44
八丈植物園	東京都八丈町 　大賀郷の一部	スダジイ、ヒメユズリハ、タブノキ等を主体として萌芽再生林の中に南国性の植物が植栽されている。周辺には博物展示施設や園地が整備されており、八丈島の中心的利用拠点でもある。	10 国　0 公　0 私　10
合　　計			4,929 国　84 公　1,938 私　2,825 不明　81

※三宅村については、土地所有区分別面積を算出していない。

（エ）第３種特別地域

次の区域を第３種特別地域とする。

（表８：第３種特別地域総括表）

都道府県名	区　　域	面　積(ha)
東　京　都	大島町 岡田（おかた）、差木地（さしきじ）、泉津（せんづ）、野増（のまし）及び元町（もとまち）の各一部	3,857 国 0 公 53 私 3,804
	新島村の一部	1,156 国 0 公 180 私 977
	神津島村の一部	970 国 0 公 418 私 552
	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部 三宅村 阿古（あこ）、伊ヶ谷（いがや）、伊豆（いず）、雄山（おやま）、神着（かみつき）及び坪田（つぼた）の各一部	2,515 国 103 公 492 私 1,882 不明 38
	御蔵島村の一部	979 国 1 公 645 私 297 不明 36
	八丈町内 国有林東京神奈川森林管理署 304 林班の一部 八丈町 大賀郷（おおかごう）、樫立（かしたて）、末吉（すえよし）、中之郷（なかのごう）及び三根（みつね）の各一部	4,539 国 19 公 672 私 3,848
合　　計		14,017 国 123 公 2,460 私 11,360 不明 74

（表９：第３種特別地域内訳表）

名　称	区　　域	地区の概要	面積(ha)
大島海岸部（岡田、差木地）	東京都大島町 岡田及び差木地の各一部	大島の海食崖地形のうち、岡田及び差木地の住宅地に隣接する地区である。	8 国 0 公 0 私 8
大島三原山山麓	東京都大島町 岡田、差木地、泉津、野増及び元町の各一部	三原山の外輪山周辺から山麓までの地区であり、三原山中腹は、ニオイウツギ、オオバヤシャブシの自然植生が分布し、山麓にかけては、オオシマザクラ、シロダモが群落をなしており、その中にスギ、ヒノキの植林地、農耕地等が点在している。	3,849 国 0 公 53 私 3,796
新島阿土山	東京都新島村の一部 （新島の一部）	スギ、ヒノキ植林地、スダジイ、タブノキの萌芽林、耕作地等が混在する地区である。	173 国 0 公 103 私 70
新島宮塚山南部	東京都新島村の一部 （新島の一部）	スダジイ、タブノキの萌芽林が主体となった樹林地であり、スギ、ヒノキの植林地が点在する地区である。	213 国 0 公 29 私 184
新島前浜	東京都新島村の一部 （新島の一部）	新島前浜は和田浜海岸から連続する砂浜であり、本村地区の中心部に近く、海水浴場として利用されている地区である。海岸植生がみられ、マルバアキグミやハマゴウの群落が成立している。	8 国 0 公 0 私 8
新島向山	東京都新島村の一部 （新島の一部）	新島南部の平らな山頂をもつ向山は、流紋岩の溶岩で、抗火石の産地である。植生はスダジイ、タブノキの萌芽林で、スギ植林地が点在する。	697 国 0 公 23 私 674
式根島中央部	東京都新島村の一部 （式根島の一部）	スダジイ、タブノキ萌芽林、オオバヤシャブシ、ヤブツバキ、クロマツ等の植林が混在する地区である。	65 国 0 公 25 私 40
神津島北部	東京都神津島村の一部 （神津島の一部）	天上山の山腹周辺であり、スダジイが萌芽再生した二次林の中に、スギ、ヒノキの植林地が点在する地区である。	602 国 0 公 405 私 197

名　称	区　　域	地区の概要	面積(ha)
神津島前浜	東京都神津島村の一部 （神津島の一部）	神津島前浜は、島の南西に位置する砂浜で、中心部に近く、海水浴場として利用されている地区である。	7 国 0 公 0 私 7
神津島南部	東京都神津島村の一部 （神津島の一部）	神津島南西部の内陸に位置しており、高処山、秩父山付近ではスダジイの自然林がみられ、その他は畑地や、オオシマザクラやオオバヤシャブシ等の二次林となっている地区である。	362 国 0 公 14 私 348
三宅島雄山山麓 三宅島夕景浜	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部 東京都三宅村 阿古、伊ケ谷、伊豆、雄山、神着及び坪田の各一部	雄山山麓は、スダジイやタブノキの萌芽林、オオシマザクラ、シロダモ林を主体にスギ、ヒノキ、オオバヤシャブシ等の植林が混在する地区である。西側山腹には牧草地が広がっていたが、平成 12 年の雄山山頂噴火により消失し、裸地またはハチジョウススキやハチジョウイタドリ等の草地となっている。また、同噴火における火山灰や火山ガスの影響により、一部の地域では枯損木や、残存したヒサカキ等が萌芽再生した低木林がみられる。 夕景浜は島の西岸に位置し、黒い砂礫浜が特徴の海岸である。	2,515 国 103 公 492 私 1,882 不明 38
御蔵島御山山麓	東京都御蔵島村の一部 （御蔵島の一部）	スダジイ、タブノキ、マサキ、トベラ等、常緑広葉樹の自然林が比較的よく残されている地区である。	979 国 1 公 645 私 297 不明 36
八丈富士山麓	東京都八丈町 大賀郷及び三根の各一部	中腹部にはヒサカキ、ガクアジサイが群落をなし、山麓には、タブノキ、ヤブニッケイの萌芽林が景観の主体となっており、その中に、放牧地、落葉広葉二次林、畑地等が散在している。	1,626 国 0 公 298 私 1,328
八丈三原山山麓	東京都八丈町内 国有林東京神奈川森林管理署 304 林班の一部 東京都八丈町 大賀郷、樫立、末吉、中之郷及び三根の各一部	全体として、スダジイ、タブノキの萌芽林が拡がっており、中腹にスギ、ヒノキが部分的に植林され、山麓には、畑地が拡がっている。北部沢筋には、当地が北限のヘゴが自生している。また、三原山から流れる三原川の下流に位置する裏見ヶ滝周辺では、ヘゴ、ナンゴクホウビシダ、アマクサシダ、ハチジョウカナワラビ等のシダ類が群生し、亜熱帯的な景観を呈している。	2,912 国 19 公 374 私 2,519

名　称	区　　　域	地区の概要	面積(ha)
合　　　計			14,017 (国　123 公　2,460 私　11,360 不明　74)

イ　海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表 10：海域公園地区表)

名　称	位置	地区の概要	面積(ha)
三宅島海域公園１号	東京都三宅村 阿古地先	三宅島海域は、黒潮の流路にあたり、暖海域と温海域の境界に位置している。 三宅島南西海岸の本地区では、大規模なテーブルサンゴ（ミドリイシ等の群落）がみられ、クマノミ、ミヤケスズメダイ、チョウチョウウオ等の磯魚も多く、本公園内でも海中景観の特に優れた海域である。	29.4
三宅島海域公園２号	東京都三宅村 阿古地先	三宅島南海岸に位置する本地区は、１号地区同様、サンゴや小型熱帯魚等がみられ、優れた海中景観を呈している。	25.7
野田浜－ケイカイ	東京都大島町 岡田地先	大小のアーチ状の溶岩がみられる特異な海底地形を有しており、それらの周囲でみられるイサキの大群等の豊富な魚類と相まって優れた海中景観を形成している。ケイカイは溶岩が山脈のように入り組んだ複雑な海底景観を有しており、夏から秋にかけてはシュモクザメの群れもみられる。また、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。	31.6
秋の浜	東京都大島町 岡田地先	沿岸性魚類の多様性が著しく高く、ソフトコーラルなどもみられる優れた海中景観を形成している。ダイダイヨウジ、シロオビハナダイ、ホタテエソといった希少な魚類やオキノスジエビ等の深海系の生物の生息もみられる。また、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。	28.8
王の浜	東京都大島町 岡田及び泉津地先	柱状節理や溶岩樹形等の溶岩景観に加え、Ｖ字型の溶岩の上部にテーブルサンゴが群生しており、優れた海中景観を形成している。アオウミガメや季節来遊漁も多くみられ、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。	18.5
トウシキ	東京都大島町地先	サンゴ群集が発達した優れた海中景観を有しており、西側の海底では溶岩による柱状節理もみられる。また、岩礁や海食崖と海域が一体となった、ダイナミックで荒々しい特有の海上景観を形成している。海水浴やダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。	24.0
泊海岸～神引湾	東京都新島村 式根島地先	海岸線の入り込みが大きく変化に富んだ地形とクロマツ等の海浜植生で構成される海岸景観が、海水の透明度が高い海域と一体となって優れた海上景観を形成し、特に神引展望台からの眺めは秀逸である。海底にはフタエモク、アントクメ等の海藻類やサンゴが群生し、タカベやキンギョハナダイ等の魚類の群遊がみられる優れた海中景観を有している。また、海水浴やダイビング、カヤック等のレクリエーションの場としても重要である。	42.5
御釜湾	東京都新島村 式根島地先	海底から温泉が湧き出す特異な自然現象がみられることに加え、アオウミガメが多く生息する優れた海中景観を有する。また、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。	20.9
赤崎－長浜作根	東京都神津島村 神津島地先	テーブルサンゴがみられ、チョウチョウウオやウミウシ等多様な生物が生息している赤崎をはじめ、流紋岩質の真っ白な砂地が広がりハマフエフキダイ等がみられる名組湾、岩が立ち並ぶ複雑な地形の海底にタカベやイサキ、テングダイ等の群れがみられる長浜作根まで広がる海域で、海水浴やダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。	48.7

ウ　関連事項

（ア）　汚水又は廃水の排出規制区域

汚水又は廃水の排出の規制に係る区域を次のとおりとする。

（表 11：汚水又は廃水の排出規制区域表）

名称	位置	地域地区	湖沼の概要	面積（ha）
大路池（たいろいけ）	東京都三宅村内	特別保護地区	雄山の寄生火山として生じた爆裂火口跡で、中央部にある大路池は昭和58年の噴火で新澪池が消失したため、火口湖としては伊豆諸島唯一のもので自然性と景観性が共に優れた湖沼である。 また、火口壁にはスダジイ、タブノキを主とする島内ではもっとも規模の大きい原生林が残存しており、その林床にはリュウビンタイ、オオタニワタリなど南方系の亜熱帯植物が生育するとともに、アカコッコ、イイジマムシクイ等の固有種をはじめとし、多数の鳥類の生息地となっている。	9.7

（イ） 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 12：採取等規制植物表)

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
アオミソウ	マリモ
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、コスギラン（エゾノコスギラン、チシマスギラン)、ミズスギ、アスヒカズラ、マンネンスギ（ウチワマンネンスギ、タチマンネンスギ)、スギラン、ナンカクラン、ヒモラン（イワヒモ)
イワヒバ	オニクラマゴケ（ミドリカタヒバ、コウヅシマクラマゴケ、コウズシマクラマゴケ)、エゾノヒメクラマゴケ、ヒメクラマゴケ（ヒメタチクラマゴケ)、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ミズニラ（イケニラ)
ハナヤスリ	シチトウハナワラビ（ナンキハナワラビ、モトマチハナワラビ)、ミヤマハナワラビ（ホソバミヤマハナワラビ)、ヒメハナワラビ（ヘビノシタ)、アカフユノハナワラビ、ミドリハナワラビ、ハマハナヤスリ
マツバラン	マツバラン
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ（オクノヤシャゼンマイ)、ヤマドリゼンマイ（ヤマドリシダ)
コケシノブ	オオコケシノブ（オニコケシノブ、ミヤマコケシノブ)、ツルホラゴケ（コガネホラゴケ)
ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ
デンジソウ	デンジソウ
サンショウモ	オオアカウキクサ、サンショウモ
キジノオシダ	タカサゴキジノオ
ヘゴ	ヘゴ
ホングウシダ	エダウチホングウシダ（シマエダウチホングウシダ、サタケホングウシダ)、サイゴクホングウシダ（サイコクホングウシダ)
コバノイシカグマ	ユノミネシダ、セイタカイワヒメワラビ、オドリコカグマ
イノモトソウ	タキミシダ、ミヤマウラジロ（アオミヤマウラジロ、アオジクミヤマウラジロ)、シシラン（ツノマタシシラン、シシシシラン、イツキシシラン)、ナカミシシラン（ミヤマシシラン)、ハチジョウシダ（シマハチジョウシダ)、アイコハチジョウシダ、ハチジョウシダモドキ（コハチジョウシダ)
ナヨシダ	ナヨシダ、ウサギシダ（アオキガハラウサギシダ)、エビラシダ
チャセンシダ	オオタニワタリ、ヒメイワトラノオ、ヒノキシダ、クモノスシダ、コタニワタリ（ハガワリコタニワタリ)、チャセンシダ、イヌチャセンシダ、クルマシダ（ハゴロモクルマシダ)、ナンゴクホウビシダ（ミタニシダ)、ヤクシマホウビシダ
イワヤシダ	イワヤシダ
ヒメシダ	ホソバショリマ、ヒメハシゴシダ、テツホシダ、メニッコウシダ（ケヒメシダ)、ニッコウシダ、ミゾシダモドキ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
イワデンダ	コガネシダ（ジョウシュウコガネシダ）
シシガシラ	ハイコモチシダ（ジョウレンシダ）
メシダ	ツクシイヌワラビ（アリサンイヌワラビ）、イワイヌワラビ、カラフトミヤマシダ（ミヤマイヌワラビ）、コウライイヌワラビ（タニメシダ）、ミドリワラビ、ウスバミヤマノコギリシダ、ヒロハノコギリシダ、イヨクジャク、ニセコクモウクジャク、コクモウクジャク（オオコクモウクジャク）
オシダ	ハチジョウカナワラビ、ミドリカナワラビ、カツモウイノデ、ヒメオニヤブソテツ、ヒロハヤブソテツ、ツクシイワヘゴ、イヌタマシダ、ヌカイタチシダモドキ、ワカナシダ、ナンタイシダ（ヤマシノブ）、キヨズミオオクジャク、イワイタチシダ（イワベニシダ）、ホオノカワシダ（ホウノカワシダ）、ナガサキシダ（オオミツデ）、タニヘゴ、ヒロハアツイタ（ヒロバノアツイタ）、アツイタ、ホソイノデ、トヨグチイノデ（フジイノデ）、オニイノデ、オオキヨズミシダ（オオキヨスミシダ）
ウラボシ	イワヒトデ（シシイワヒトデ）、アオネカズラ、ハチジョウウラボシ、コウラボシ、オオクボシダ（ムカデシダ）、ヒロハヒメウラボシ、イワオモダカ、タカノハウラボシ
ウマノスズクサ	ランヨウアオイ、カギガタアオイ、アマギカンアオイ、シモダカンアオイ、カンアオイ（カントウカンアオイ）、ズソウカンアオイ（シイノミカンアオイ及びアシタカカンアオイを含む。）、オトメアオイ、ウスバサイシン（サイシン、カワリウスバサイシン）
サトイモ	ハチジョウテンナンショウ（タメトモテンナンショウ）、シマテンナンショウ（ヘンゴダマ）、オオミネテンナンショウ（ムラサキユモトマムシグサ）、ユモトマムシグサ（ヤマナシテンナンショウ）、ミツバテンナンショウ、ナガバマムシグサ（ナミウチマムシグサ）、スルガテンナンショウ（エンシュウテンナンショウ）、ヒメザゼンソウ
チシマゼキショウ	ハコネハナゼキショウ（ミヤマゼキショウ、チャボゼキショウ）
オモダカ	ヘラオモダカ（伊豆諸島地域に限る。）、トウゴクヘラオモダカ
トチカガミ	イバラモ、イトイバラモ
ヒルムシロ	フトヒルムシロ
カワツルモ	カワツルモ
キンコウカ	ネバリノギラン、ソクシンラン
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ、キリシマシャクジョウ、タヌキノショクダイ
ヤマノイモ	イズドコロ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ、ウエマツソウ（トキヒサソウ、ムニンホンゴウソウ）
ビャクブ	ナベワリ
シュロソウ	シライトソウ、ツクシショウジョウバカマ（シロバナショウジョウバカマを含む。）（コチョウショウジョウバカマ）、ショウジョウバカマ、クルマバツクバネソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、シュロソウ（オオシュロソウ）（伊豆諸島地域に限る。）
ユリ	アマナ、ヒロハノアマナ、ツバメオモト、カタクリ（カタカゴ）、コシノコバイモ、ヒメアマナ、キバナノアマナ（キバナアマナ）、サクユリ、ササユリ、コオニユリ、スカシユリ（イワトユリ、イワユリ）、クルマユリ（チシマクルマユリ、ホソバクルマユリ、タガイハクルマユリ）、ホソバノアマナ（ホソバアマナ）、ホトトギス（伊豆諸島地域に限る。）

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
ラン	イワチドリ、ミスズラン（ニイタカムカゴソウ）、シラン、マメヅタラン、ムギラン、ミヤマムギラン、キソエビネ（フサエビネ）、キリシマエビネ（コキリシマエビネ、ヒロハノエビネ、ライシャエビネ）、エビネ、コウヅエビネ、オオキリシマエビネ（ニオイエビネ）、オナガエビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ（ヒダブチエビネ）、ホテイラン、ギンラン、ユウシュンラン、キンラン、ササバギンラン、ヒメノヤガラ、オノエラン、オサラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ、シナシュンラン、タイワンシュンラン）、カンラン（タイワンカンラン、セイバンソシン、ナガバソシン）、マヤラン（サガミラン）、ナギラン、コアツモリソウ、クマガイソウ（クマガエソウ）、キバナノアツモリソウ、ツチアケビ、アオチドリ（ネムロチドリ、タカネアオチドリ、チシマアオチドリ）、イチヨウラン（ヒメヒトハラン）、キバナノセッコク（キバナノセキコク、キバナセッコク）、セッコク（セキコク）、ハコネラン、コイチヨウラン、エゾスズラン（アオスズラン）、ハマカキラン、カキラン（スズラン）、トラキチラン、タシロラン（タカトリラン）、カモメラン（カモメソウ、イチヨウチドリ）、カシノキラン（マキバラン）、マツラン（ベニカヤラン）、アキザキヤツシロラン、オニノヤガラ、シロテンマ、ナヨテンマ（ナガイモヤガラ）、ハルザキヤツシロラン（フユザキヤツシロラン）、クロヤツシロラン、ベニシュスラン、ツユクサシュスラン（ナンカイシュスラン、トカラシュスラン、クニガミシュスラン、タカネシュスラン）、アケボノシュスラン、ハチジョウシュスラン（オオシマシュスランを含む。）、カゴメラン、ツリシュスラン（ヒロハツリシュスランを含む。）、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン（ビロードラン）、テガタチドリ（チドリソウ）、ニイジマトンボ、ダイサギソウ（シマサギソウ、トウホサギソウ）、オオミズトンボ（サワトンボ）、ミズトンボ、ムカゴソウ、オオハクウンラン（ムライラン、イセラン）、ハクウンラン（ムライラン、イセラン）、ムヨウラン、ウスギムヨウラン（ウスキムヨウラン）、クロムヨウラン（ムラサキムヨウラン、サジガタスケロクラン）、アワムヨウラン、ギボウシラン（キンポクラン）、Lipユウコクラン、シマササバラン、フガクスズムシソウ（フガクスズムシ）、セイタカスズムシソウ（セイタカスズムシ）、ジガバチソウ、ヒメジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ（スズムシラン）、コクラン、ササバラン、ホザキイチヨウラン（ホザキフタバラン）、ニラバラン、アリドオシラン、フウラン、ノビネチドリ、ヒメムヨウラン（コムヨウラン）、コフタバラン（フタバラン）、カイサカネラン、ヒメフタバラン（オオフタバラン、ムラサキフタバラン）、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、サカネラン、タカネフタバラン、ミヤマモジズリ、フジチドリ、ムカゴサイシン、ヨウラクラン、オオバヨウラクラン（オオバノヨウラクラン）、コケイラン（ヒメケイラン、ヒメコケイラン）、サギソウ、ムカゴトンボ（サツマトンボ）、イヨトンボ、ガンゼキラン、ジンバイソウ、ヒロハトンボソウ、ミズチドリ（ジャコウチドリ）、オオバナオオヤマサギソウ、イイヌマムカゴ、ツレサギソウ、ハチジョウチドリ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、ミクラトンボソウ、ノヤマトンボ（オオバノトンボソウ、ノヤマトンボソウ、タイワンヤマトンボ）、ヒトツバキソチドリ（キソチドリ及びナガバノキソチドリを含む。）、オオヤマサギソウ（キライシュチドリ）、ミヤマチドリ（ニッコウチドリ）、コバノトンボソウ、トンボソウ（コトンボソウ）、トキソウ、ヤマトキソウ、ヒナチドリ、ウチョウラン、ヤクシマアカシュスラン（シロスジカゲロウラン）、ナゴラン、コオロギラン、クモラン、ヒメトケンラン、カヤラン、ヒトツボクロ、ハチジョウネッタイラン、キバナノショウキラン、ショウキラン、カゲロウラン（オオスミキヌラン）
キンバイザサ	コキンバイザサ
アヤメ	ヒオウギ、ノハナショウブ、ヒメシャガ、カキツバタ、アヤメ
ワスレグサ	ユウスゲ（キスゲ、アサマキスゲ）
ヒガンバナ	タマムラサキ（アマミヤマラッキョウ、ハマラッキョウ）、イズアサツキ、ハマオモト（ハマユウ）
クサスギカズラ	クサスギカズラ（テンモンドウ、ナンゴククサスギカズラ）、スズラン（キミカゲソウ）、キヨスミギボウシ（ケヤリギボウシ、ハヤザキギボウシ、イワマギボウシ、ベンケイギボウシ）、イズイワギボウシ（アマギギボウシ）、イワギボウシ、ハチジョウギボウシ
ガマ	ミクリ、ヤマトミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
ホシクサ	イトイヌノヒゲ（コイヌノヒゲ）、イヌノヒゲ（シロイヌノヒゲ）、クロホシクサ、ニッポンイヌノヒゲ（ケイヌノヒゲ、ホシザキイヌノヒゲ、シモキタイヌノヒゲ、ヒメイヌノヒゲ）、イズノシマホシクサ
イグサ	イトイ、タカネスズメノヒエ
カヤツリグサ	イトテンツキ（クロハタガヤ）、クロカワズスゲ、カヤツリスゲ、ジョウロウスゲ（ヒロハノジョウロウスゲ）、コタヌキラン（エゾコタヌキラン、ヤクシマコタヌキタン）、サナギスゲ、ハチジョウカンスゲ、キノクニスゲ（キシュウスゲ、クロシマスゲ）、シマタヌキラン、マメスゲ、スジヌマハリイ、オオヌマハリイ（ヌマハリイ、フトヌマハリイ）、コツブヌマハリイ、サギスゲ、クグテンツキ、イソテンツキ、タチヒメクグ（マメクグ）、イトイヌノハナヒゲ（ヒメイヌノハナヒゲ）、コイヌノハナヒゲ、イヌノハナヒゲ、ハタベカンガレイ（ハコネカンガレイ、ナスノカンガレイ、オトマスカンガレイ、キタガワカンガレイ）、ヒメホタルイ（コツブヒメホタルイ）、ノグサ（ヒゲクサ）、コマツカサススキ（タマススキ）、シンジュガヤ、コシンジュガヤ
イネ	ミヤマヌカボ（ヒメコメススキ）、コミヤマヌカボ、ヒメコヌカグサ、タカネコウボウ（イシヅチコウボウ）、コウヤザサ、シマノガリヤス、ヒナザサ、ウキシバ、ヒゲシバ
ケシ	ヤマブキソウ（タイリクヤマブキソウ）
キンポウゲ	ハコネトリカブト、アズマレイジンソウ（アズマトリカブト、シナノレイジンソウ、ウスゲレイジンソウ）、オオサワトリカブト、ホソバトリカブト、イチリンソウ（イチゲソウ）、コキクザキイチゲ（コキクザキイチリンソウ）、キクザキイチゲ（キクザキイチリンソウ、ハナガサイチゲ、ヤエノキクザキイチゲ、ピップイチゲ、クルマザキキクザキイチゲ）、アズマイチゲ（シラゲウラベニイチゲ、オクノアズマイチゲ）、レンゲショウマ、ミヤマハンショウヅル、トリガタハンショウヅル（ムラサキトリガタハンショウヅル及びムラサキアズマハンショウヅルを含む。）（アズマハンショウヅル、シロハンショウヅル）、バイカオウレン（ゴカヨウオウレン）、ハコネシロカネソウ、セツブンソウ、オキナグサ、コキツネノボタン、グンナイキンポウゲ、バイカモ（ウメバチモ、エチゴバイカモ）、ヒキノカサ、ノカラマツ、ミヤマカラマツ（ケミヤマカラマツ）
ボタン	ヤマシャクヤク（ノシャクヤク）、ベニバナヤマシャクヤク
スグリ	ヤシャビシャク、ケナシヤシャビシャク、トガスグリ
ユキノシタ	ハナチダケサシ（ミヤマチダケサシ）、ハチジョウショウマ、ヒトツバショウマ、フジアカショウマ、ムカゴネコノメ（ムカゴネコノメソウ）、ヤワタソウ、ジンジソウ、イズノシマダイモンジソウ、ダイモンジソウ（ミヤマダイモンジソウ、トウホクダイモンジソウ、タケシマダイモンジソウ）、ウチワダイモンジソウ、クロクモソウ（キクブキ、イワブキ）、イワユキノシタ（ヤマユキノシタ）
ベンケイソウ	ベンケイソウ（コベンケイソウ）、ミツバベンケイソウ、アオベンケイ（アオベンケイソウ）、ツメレンゲ（ヒロハツメレンゲ、ヒロハイワレンゲ）、キリンソウ、マツノハマンネングサ、アズマツメクサ
マメ	ムラサキモメンヅル（マンシュウモメンヅル）、タイツリオウギ（エゾノタイツリオウギ）、タヌキマメ、ミヤマトベラ、イワオウギ（タテヤマオウギ）、ヒロハクサフジ（ハマクサフジ）、ヨツバハギ
ヒメハギ	ヒナノキンチャク
バラ	ハコネキンミズヒキ、シマヤマブキショウマ、シマコゴメウツギ、カナウツギ、イワキンバイ（アツバイワキンバイ）、キジムシロ（オオキジムシロ）（伊豆諸島地域に限る。）、ヒロハノカワラサイコ、ツルキジムシロ、サンショウバラ、タカネバラ（タカネイバラ）、サナギイチゴ、イワシモツケ
グミ	ハコネグミ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
イラクサ	ヤマトキホコリ（伊豆諸島地域に限る。）、ツルマオ、キミズモドキ、サンショウソウ、オオサンショウソウ（アリサンサンショウソウ、アリサンミズ）、キミズ、ミヤマミズ（ミヤマミズモドキ）
ニシキギ	シラヒゲソウ、イズノシマウメバチソウ、ウメバチソウ（エゾウメバチソウ）
トウダイグサ	イワタイゲキ、ナツトウダイ（イズナツトウダイ）（伊豆諸島地域に限る。）、フジタイゲキ
スミレ	エゾノタチツボスミレ（イヌスミレ）、ヒメミヤマスミレ、サクラスミレ、アツバスミレ、コミヤマスミレ、ニオイタチツボスミレ（伊豆諸島地域に限る。）、キスミレ（イチゲスミレ、イチゲキスミレ）、アケボノスミレ、シコクスミレ（ハコネスミレ）、ゲンジスミレ（イヨスミレ）、ヒメスミレサイシン
アマ	マツバニンジン（マツバナデシコ）
オトギリソウ	フジオトギリ、ハチジョウオトギリ（ハチジョウクロオトギリ）、ハコネオトギリ（クロテンコオトギリを含む。）（コオトギリ）、ナガサキオトギリ（コバノサワオトギリ）、ミズオトギリ
フウロソウ	タチフウロ、グンナイフウロ（タカネグンナイフウロを含む。）（イブキグンナイフウロ）、カイフウロ、イヨフウロ（シコクフウロ）、アサマフウロ
ミソハギ	ミズキカシグサ（タイワンキカシグサ）、ヒメビシ（マンシュウヒメビシ）
アカバナ	ヤナギラン、タニタデ（伊豆諸島地域に限る。）、ヒメアカバナ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ、コガンピ（イヌガンピ）、サクラガンピ（ヒメガンピ、イヌコガンピ、ミヤマコガンピ）
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ（イワハタザオ及びシコクハタザオを含む。）、ハマハタザオ（エゾハマハタザオ）、ハナハタザオ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ（キュウシュウツチトリモチ）
イソマツ	イソマツ（ムラサキイソマツ）
タデ	ナガバノヤノネグサ（ホソバヤノネグサ）、ヤナギヌカボ、コギシギシ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ナデシコ	ハマナデシコ（フジナデシコ）、シナノナデシコ、カワラナデシコ（ナデシコ）、フシグロセンノウ、イワツメクサ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
アジサイ	ウメウツギ、アマギアマチャ
サクラソウ	オオツルコウジ（ミヤマヤブコウジ、ボウシュウヅル）、ギンレイカ（ミヤマタゴボウ）（伊豆諸島地域に限る。）、ツマトリソウ（オオツマトリソウ）、モロコシソウ（ヤマクネンボ）、クリンソウ、コイワザクラ（オオミネコザクラ）、サクラソウ
イワウメ	アカバナヒメイワカガミ（ベニバナヒメイワカガミ）、ヤマイワカガミ、イワカガミ（コイワカガミを含む。）
ツツジ	イワヒゲ（イワナガヒゲ）、ウメガサソウ、サラサドウダン（フウリンツツジ）、ベニサラサドウダン、ベニドウダン（シロドウダンを含む。）（チチブドウダン、コベニドウダン）、ドウダンツツジ、イワナンテン（イワツバキ）、シャクジョウソウ（シャクジョウバナ）、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ、ユウレイタケモドキ、ユウレイソウモドキ）、ギンリョウソウ（マルミノギンリョウソウ、コギンリョウソウ）、コイチヤクソウ、ツガザクラ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、アマギツツジ（アマギミツバツツジ）、ツリガネツツジ（ウスギヨウラク、サイリンヨウラク、キバナツリガネツツジ）、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ウラゲハクサンシャクナゲ）、アマギシャクナゲ、ミツバツツジ、オオシマツツジ（オオシマヤマツツジ）、ヒカゲツツジ（サワテラシ、ヤクシマヒカゲツツジ）、キ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
	ヨスミミツバツツジ、アシタカツツジ、ムラサキツリガネツツジ、レンゲツツジ、シロヤシオ（ゴヨウツツジ）、ウンゼンツツジ、ハコネコメツツジ、トウゴクミツバツツジ、コケモモ（ヒロハコケモモ、オオバコケモモ）
アカネ	ウスユキムグラ（ヒメムグラ）、ハナムグラ、ルリミノキ、ツルアリドオシ（ヒメツルアリドオシ）、ヒロハコンロンカ（マルバコンロンカ）、イナモリソウ、シロバナイナモリソウ、オオキヌタソウ（ウスゲオオキヌタソウ、エゾオオキヌタソウ）
リンドウ	リンドウ（ツクシリンドウ、ササリンドウ）、ハルリンドウ、フデリンドウ（伊豆諸島地域に限る。）、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ（ホソバノツルリンドウ）、センブリ（伊豆諸島地域に限る。）、ヒロハセンブリ（ハマセンブリ）、ソナレセンブリ、ムラサキセンブリ、シノノメソウ、イヌセンブリ
キョウチクトウ	チョウジソウ、クサタチバナ、フナバラソウ、イズカモメヅル、イヨカズラ（スズメノオゴケ）、クサナギオゴケ、ツルガシワ（オオツルガシワ）、タチガシワ、スズサイコ
ムラサキ	サワルリソウ、スナビキソウ（ハマムラサキ）、ムラサキ、ホタルカズラ（伊豆諸島地域に限る。）、ルリソウ、ミズタビラコ
ヒルガオ	ハマネナシカズラ、ネナシカズラ（伊豆諸島地域に限る。）
ナス	ヤマホオズキ、アオホオズキ（フジホオズキ）
イワタバコ	ケイワタバコ、イワタバコ、シシンラン
オオバコ	ハマクワガタ（イシガキグサ）、ヒメトラノオ、ヤマトラノオ、クガイソウ
ゴマノハグサ	ゴマノハグサ、サツキヒナノウスツボ
シソ	カイジンドウ、オウギカズラ、アシタカジャコウソウ（タカネジャコウソウ）、シモバシラ、タカクマヒキオコシ（コアキチョウジ）、キセワタ、マネキグサ（ヤマキセワタ）、エゾシロネ、ヒメハッカ（ヒメハクカ）、ヤマジソ、ダンドタムラソウ、ヒメナミキ、コナミキ、カリガネソウ（ホカケソウ）
ハマウツボ	オオナンバンギセル（ヤマナンバンギセル）、オニク（キムラタケ）、ハチジョウコゴメグサ、イズコゴメグサ、タチコゴメグサ、ヤマウツボ（ゲンジウツボ）、ケヤマウツボ、ミヤマママコナ、ハマウツボ（オカウツボ）、ハンカイシオガマ（ハンカイアザミ）、シオガマギク、トモエシオガマ、キヨスミウツボ（キヨズミウツボ）
タヌキモ	イヌタヌキモ（タヌキモを含む。）（シャクジイタヌキモ）、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ（ホザキミミカキグサ）、ムラサキミミカキグサ
クマツヅラ	イワダレソウ
キキョウ	フクシマシャジン（ホソバフクシマシャジン、ヒロハシャジン、ヒロハノニンジン）、ヒメシャジン（ホソバヒメシャジン、オクヤマシャジン）、ミヤマシャジン（ホソバノミヤマシャジン）、イワシャジン、ハマシャジン、シマホタルブクロ、ツルギキョウ、ツルニンジン（ジイソブ）（伊豆諸島地域に限る。）、バアソブ、サワギキョウ、キキョウ
ミツガシワ	ミツガシワ（ミズハンゲ）
キク	ヤマノコギリソウ、ヒロハテイショウソウ、エンシュウハグマ、ヤマハハコ（ヒロハヤマハハコ）（伊豆諸島地域に限る。）、ユキヨモギ、ミヤマオトコヨモギ、タテヤマギク、ヒメシオン、サワシロギク、ハコネギク（ミヤマコンギク）、イソギク、モリアザミ（ゴボウアザミ、ヤブアザミ）、ハマアザミ、フジアザミ、キセルアザミ（マアザミ、サワアザミ）、アゼトウナ、ワダン、アズマギク、イズハハコ（ワタナ、ヤマジオウギク）、サワヒヨドリ（ミツバサワヒヨドリ）、ハマサワヒヨドリ、オグルマ、ミズギク、カセンソウ、タカネニガナ（ホソバノタカネニガナ）、タカサゴソウ、ヤマアキノノゲシ、ウスユキソウ、オタカラコウ（タイリクオタカラコウ）、カイタカラコウ、オオハマグルマ、ケムラサキニガナ（伊豆諸島地域に限

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
	る。）、ムラサキニガナ（伊豆諸島地域に限る。）、イズカニコウモリ、ミヤマコウモリソウ（ミヤマコウモリ、モミジタマブキ）、コウヤボウキ（伊豆諸島地域に限る。）、アキノハハコグサ、シュウブンソウ（タイワンシュウブンソウ）（伊豆諸島地域に限る。）、コウシュウヒゴタイ、タンザワヒゴタイ、ミヤコアザミ、ヒメヒゴタイ（コウライヒメヒゴタイ、ホソバヒメヒゴタイ、ヒレヒメヒゴタイ）、キントキヒゴタイ、タカオヒゴタイ、セイタカトウヒレン（アキノヤハズアザミ）、ヤハズヒゴタイ（トゲキクアザミ、ヤマヒゴタイ）、キクアザミ、タムラソウ（タマボウキ、コウライタムラソウ、サイシュウタムラソウ）、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）、ハチジョウアキノキリンソウ（ワセアキノキリンソウ）、ヤブレガサ（伊豆諸島地域に限る。）、コウリンカ、オカオグルマ、サワオグルマ
レンプクソウ	コハクサンボク（ハチジョウハクサンボク）、ヤマシグレ（ミヤマシグレ及びミヤマシブレを含む。）（ヤマシブレ）
スイカズラ	ベニバナノツクバネウツギ（ベニバナツクバネウツギ、ベニコツクバネウツギ）、コウグイスカグラ（ヒメヒョウタンボク）、オミナエシ（オミナメシ、アワバナ）、キンレイカ、オトコエシ（チメクサ、トチナ）（伊豆諸島地域に限る。）、マツムシソウ、ソナレマツムシソウ（アシタカマツムシソウ）
セリ	ハナビゼリ、ミシマサイコ（イッポンミシマサイコ）、ハマゼリ（ハマニンジン）、ミヤマニンジン、ヤマナシウマノミツバ（ヤマナシミツバ）、ムカゴニンジン、ヌマゼリ（サワゼリ）

（ウ）　捕獲等規制動植物及び区域

海域公園地区において、捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及び区域を次のとおりとする。

（表 13：捕獲等規制動植物及び区域表）

<table>
<tr><th>海域公園地区名</th><th>区域</th><th>区域の概要</th><th>面積（ha）</th><th>捕獲等規制動植物</th></tr>
<tr><td>三宅島海域公園１号</td><td>全域</td><td>大規模なテーブルサンゴ（ミドリイシ等の群落）がみられ、クマノミ、ミヤケスズメダイ、チョウチョウウオ等の磯魚も多く、本公園内でも海中景観の特に優れた海域である。</td><td>29.4</td><td rowspan="2">オオスジイシモチ、カガミチョウチョウウオ、チョウチョウウオ、シラコダイ、ホンソメワケベラ、ニシキベラ、オヤビッチャ、クマノミ、スズメダイ、ソラスズメダイ、シコクスズメダイ、キンギョハナダイ、ツノダシ、イシガキフグ、ハコフグ、キタマクラ、ハナブサイソギンチャク、サンゴイソギンチャク、イボハタゴイソギンチャク、ユビノウトサカ、イソバナ、キバナトサカ、クシハダミドリイシ、ムラサキコモンサンゴ、ヒメイボヤギ、イボヤギ、ナンヨウイボヤギ、コトゲキクメイシ、キクメイシ、カメノコキクメイシ属全種、トゲイボサンゴ、コマルキクメイシ、センナリスナギンチャク、スナギンチャク科全種、トゲアシガニ、オトヒメエビ、オオギウミヒドラ、ハネガヤ</td></tr>
<tr><td>三宅島海域公園２号</td><td>全域</td><td>１号地区同様、サンゴや小型熱帯魚等がみられ、優れた海中景観を呈する海域である。</td><td>25.7</td></tr>
</table>

(エ)　普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 14：普通地域表)

都道府県名	区　　　域	面　積(ha)
東　京　都	大島町 岡田（おかた）、差木地（さしきじ）、泉津（せんづ）、野増（のまし）、波浮港（はぶみなと）及び元町（もとまち）の各一部	1,405 国　11 公　31 私　1,364
	利島村の一部	43 国　0 公　13 私　30
	新島村の一部	451 国　0 公　79 私　371
	神津島村の一部	124 国　1 公　22 私　101
	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 302 林班の一部 三宅村 阿古（あこ）、伊ヶ谷（いがや）、伊豆（いず）、神着（かみつき）及び坪田（つぼた）の各一部	485 国　37 公　105 私　313 不明　30
	御蔵島村の一部	49 国　1 公　17 私　28 不明　3
	八丈町 大賀郷（おおかごう）、樫立（かしたて）、末吉（すえよし）、中之郷（なかのごう）及び三根（みつね）の各一部	1,145 国　38 公　57 私　1,050
（これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の一部を含む）		
陸　域　合　計		3,702 国　88 公　324 私　3,257 不明　33
陸域公園区域の地先海面の一部		39,177
合　　　計		42,879

エ　面積内訳

（表 15：地域地区別土地所有別面積総括表）

（単位：面積 ha、比率%）

地域区分		特別地域																普通地域（陸域）				合計（陸域）				海域公園地区	普通地域（海域）	合計（海域）
地種区分		特別保護地区				第１種				第２種				第３種														
土地所有別		国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明			
東京都	土地所有別面積	38	1,279	1,159	27	113	1,082	982	176	84	1,938	2,825	81	123	2,460	11,360	74	88	324	3,257	33	447	7,082	19,584	392			
	地種区分面積（比率）								2,354 (8.6)				4,929 (17.9)				14,017 (51.0)											
	地域地区別面積（比率）				2,503 (9.1)												21,300 (77.4)											
	地域別面積（比率）																23,803 (86.5)				3,702 (13.5)				27,505 (100)	270.2 (0.7)	39,177 (99.3)	39,447 (100)

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域全体の数値を示している。
内訳と合計の不一致は四捨五入による。

（表 16：地域地区別市町村別面積総括表）

（単位：面積ha）

市町村名＼地域地区		特別地域					普通地域（陸域）	合　計（陸域）	海域公園地区	普通地区（海域）	合　計（海域）
		特保	第１種	第２種	第３種	小計					
東京都	大島町	1,085	564	1,821	3,857	7,327	1,405	8,732	270.2	39,177	39,447
	利島村	75	27	251	0	352	43	395			
	新島村	185	140	699	1,156	2,180	451	2,631			
	神津島村	250	281	176	970	1,677	124	1,801			
	三宅村	421	369	1,425	2,515	4,730	485	5,214			
	御蔵島村	468	192	348	979	1,987	49	2,036			
	八丈町	19	782	210	4,539	5,549	1,145	6,695			
合　計		2,503	2,354	4,929	14,017	23,803	3,702	27,505			

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域全体の数値を示している。
内訳と合計の不一致は四捨五入による。

3　事業計画
（1）施設計画
　ア　利用施設計画
　（ア）　集団施設地区
　　集団施設地区を次のとおりとする。
（表 17：集団施設地区表）

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積（ha）	旧計画との関係
1	大島	東京都大島町 泉津(せんづ)及び差木地(さしきじ)の一部	当該地区は、大島東部に位置し、房総半島が望める好展望地である。高さ300mに及ぶ海食崖と溶岩流が一体となった海岸景観や、ヤブツバキ、スダジイなどの常緑広葉樹林にクロマツ林、オオシマザクラが混生する森林景観など優れた自然環境を特質としている。 これらの立地条件を活かし、自然探勝や自然教育、野外レクリエーション、キャンプなどを中心とした滞在型の利用拠点として整備する。	大島公園 整備計画区	大島園地を中心とした計画区で、大島の景観を特徴づけるヤブツバキ、スダジイ等の既存植生を保全しつつ、自然探勝や自然教育、野外レクリエーション利用の拠点として、椿園、自然動物園等を拡充整備する。 また、火山活動により生じた溶岩塊、洞窟などの特異な火山現象の探勝や三原山への登山等の利用拠点としてビジターセンターや駐車場、園路、広場等を整備する。	172.3	一般計画 昭 39．7．7 区域指定及び詳細計画決定 昭 53．5．30 再検討 昭 59．5．26 区域拡張及び詳細計画変更 平 5．7．19
				ゴゼ川 整備計画区	ゴゼ川を中心とした計画区で、水源の保全に配慮しつつ、海岸に面した滞在型の利用拠点としてセントラルロッジ、ケビン、テントサイト等を設ける他、プール、テニスコート等の運動施設も併せて整備する。 また、海岸際の風衝低木林内に海洋景観の展望や磯の探勝を行う園路整備をする他、海浜利用のための小規模な係留施設を整備する。 さらに、大島公園計画区に整備するビジターセンターと連携を図り、自然体験学習のための関連施設を整備する。	199.9	
				道路（歩道）	大島公園計画区とゴゼ川計画区を連絡するとともに、地区内の施設の利用及び自然探勝のための歩道として整備する。		
				給水施設	地区内の施設に給水するため、フノウの滝等を水源とする給水施設を整備する。		
				面積計		国 0 公 337.2 私 35.0 372.2	
2	多幸湾(たこうわん)	東京都神津島村内 国有林東京神奈川森林管理署 300 林班の一部 東京都神津島村の一部	当該地区は、神津島の南東海岸部に位置し、北部は天上山(てんじょうさん)から海岸にかけてヤブツバキ、スダジイ等の自然林が分布しており、また地区の中央部の南部には、白砂の砂浜や変化に富んだ海岸線を有する良好な自然環境に恵まれている。 このため、これらの立地環境を生かし、キャンプや海水浴、自然探勝等の利用を中心とした滞在型の利用拠点として整備する。	多幸湾(たこうわん) 整備計画区	当該計画は天上山の探勝及び多幸浜での海水浴のための滞在拠点として、中央部には、テントサイト、ケビン、炊事棟等の野営施設を充実、整備するとともに、滞在利用の促進のため、多目的広場やテニスコート等の運動施設を拡充、整備する。 また、自然教育、自然体験利用を促進するための拠点施設としてビジターセンターを整備するとともに、南部の海岸線には、良好な海岸線の風致に配慮しつつ、自然探勝のための遊歩道等を整備する。 なお、快適な海水浴利用を推進するため、多幸浜の入口部分には、園地、休憩所等の拡充、整備を図る。	29.5	区域指定及び詳細計画決定 昭 59．5．26 詳細計画変更 平 5．7．19
				面積計		国 1.5 公 26.3 私 1.7 29.5	

大島集団施設地区計画図及び区域図

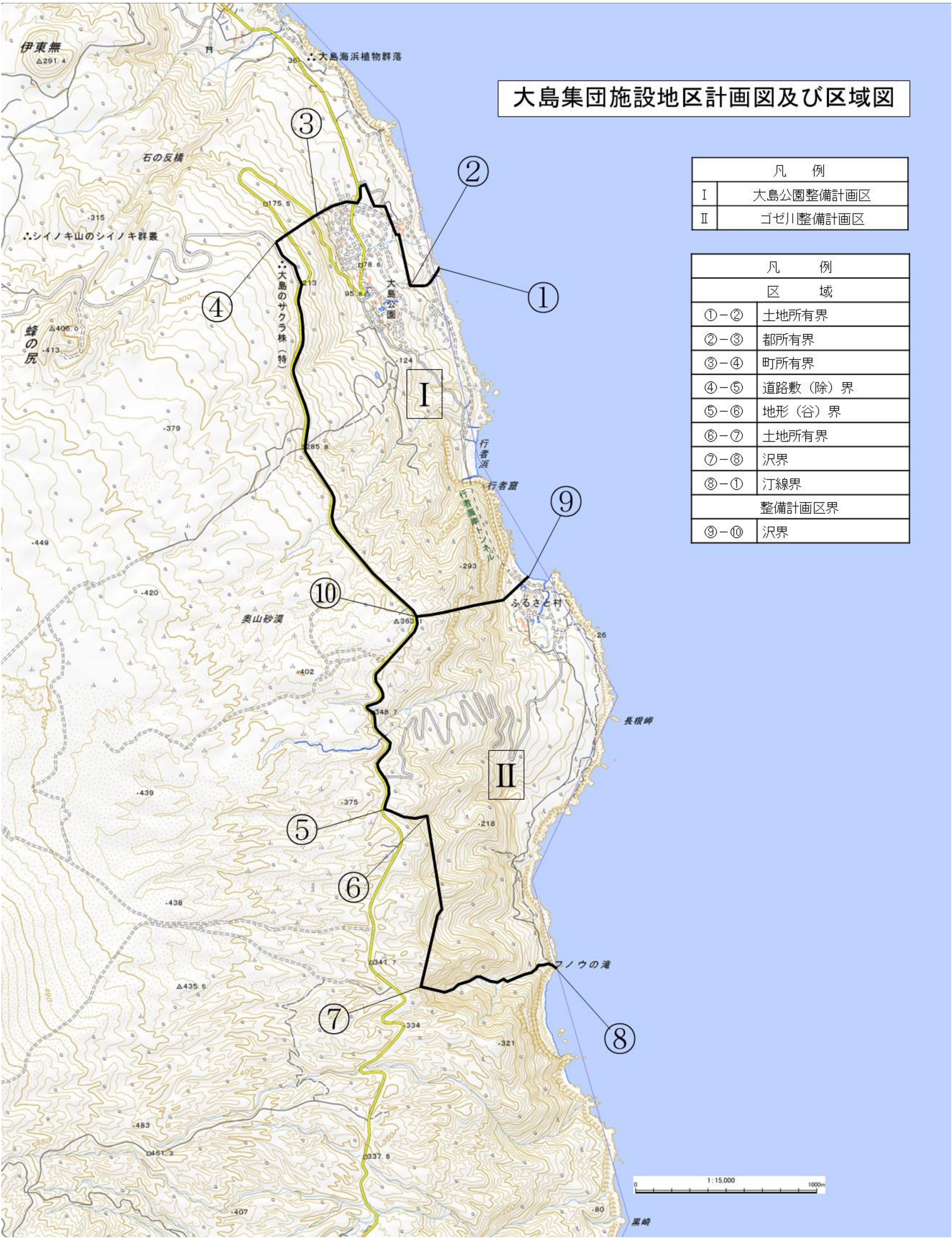

凡　　例	
Ⅰ	大島公園整備計画区
Ⅱ	ゴゼ川整備計画区

凡　　例	
区　　域	
①－②	土地所有界
②－③	都所有界
③－④	町所有界
④－⑤	道路敷（除）界
⑤－⑥	地形（谷）界
⑥－⑦	土地所有界
⑦－⑧	沢界
⑧－①	汀線界
整備計画区界	
⑨－⑩	沢界

多幸湾集団施設地区計画図及び区域図

凡　　例	
区　　域	
①-②	土地所有別（村・私）界
②-③	旧国有林境界
③-④	権利制限（農業振興地域）界
④-⑤	道路（都道）界
⑤-⑥	道路（歩道）界
⑥-⑦	土地所有別（国・村）界
⑦-⑧	地形（崖上線）界
⑧-⑨	権利制限（漁港区域）界
⑨-⑩	土地所有別（村有地）界
⑩-⑪	道路（都道）界
⑪-⑫	地形（沢）界
⑫-⑬	土地所有別（村・神社）界
⑬-①	旧国有林境界

(イ)　単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 18：単独施設表)

番号	種　類	位　　置	整備方針	告示年月日
1	園地	東京都大島町（碁石浜）	サイクリング、ハイキング利用者のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
2	園地	東京都大島町（野田浜）	サイクリング、ハイキング、海水浴利用者のための休憩、展望園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
3	園地	東京都大島町（秋の浜）	海水浴利用者のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
4	野営場	東京都大島町（秋の浜）	海水浴利用者を主な対象とした野営場として整備する。	昭 59. 5.26 告示
5	園地	東京都大島町（泉浜）	サイクリング、ハイキング、海水浴利用者のための休憩、展望園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
7	宿舎	東京都大島町（余背）	三原山自然探勝及び保養のための宿泊基地として、整備する。	昭 59. 5.26 告示
8	園地	東京都大島町（御神火茶屋）	大島三原山登山の基地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
9	乗馬施設	東京都大島町（御神火茶屋）	大島三原山登山利用者のための乗馬施設を整備する。	昭 59. 5.26 告示
10	園地	東京都大島町（火口茶屋）	三原山火口探勝利用者の休憩園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
11	園地	東京都大島町（オタイネ浜）	海水浴、探勝利用者のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
12	園地	東京都大島町（千波）	海水浴、探勝利用者のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
16	園地	東京都大島町（トウシキ）	芝生地、海浜植物群落を活かした、散策、ピクニック、休憩、展望等が楽しめる大規模園地とし、大島南部の利用拠点として整備する。	昭 59. 5.26 告示
17	野営場	東京都大島町（トウシキ）	磯遊び、自然探勝、ハイキング等の利用者のための野営場として整備する。	昭 59. 5.26 告示
18	園地	東京都利島村（南ヶ山）	ハイキング利用者のための展望、休憩園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
19	園地	東京都新島村（若郷）	海水浴、探勝利用者のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
20	園地	東京都新島村（和田浜）	海水浴、自然探勝、キャンプ、野外スポーツ等の利用者のための園地として整備する。	昭 59. 5.26 告示
21	野営場	東京都新島村（和田浜）	海水浴利用者を主とした野営場として整備する。	昭 59. 5.26 告示

番号	種　類	位　　置	整備方針	告示年月日
22	園地	東京都新島村（新島宮塚山）	ハイキング利用者のための展望、休憩園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
23	園地	東京都新島村（羽伏浦）	自然探勝、野外スポーツ、海水浴、サイクリング等の利用拠点として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
24	園地	東京都新島村（本村前浜）	海水浴、探勝利用者のための休憩園地とする。	昭 59. 5. 26 告示
26	園地	東京都新島村（青峰山）	展望、休憩園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
27	園地	東京都新島村（間々下）	自然探勝、海水浴利用者のための園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
28	園地	東京都新島村（泊）	海水浴、自然探勝利用者のための園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
29	園地	東京都新島村（大浦）	海水浴、自然探勝、キャンプの利用者のための園地として、式根島北部の利用拠点として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
30	野営場	東京都新島村（大浦）	海水浴利用者のための野営場として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
31	園地	東京都新島村（釜の下）	海水浴、自然探勝、キャンプの利用者のための園地として、式根島南部の利用拠点として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
32	野営場	東京都新島村（釜の下）	海水浴利用者のための野営場として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
33	園地	東京都新島村（地鉈）	海水浴、温泉利用者のための休憩、展望園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
34	園地	東京都神津島村（長浜）	海水浴、自然探勝、キャンプ等の利用者のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
35	野営場	東京都神津島村（長浜）	海水浴利用者のための野営場として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
36	園地	東京都神津島村（沢尻）	海水浴、自然探勝、キャンプ等の利用者のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
37	野営場	東京都神津島村（沢尻）	海水浴利用者のための野営場として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
38	園地	東京都神津島村（天上山）	登山者のための休憩、展望園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
39	園地	東京都神津島村（神津前浜）	海水浴利用者のための休憩地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
40	園地	東京都御蔵島村（大島分川）	探勝のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示
41	園地	東京都御蔵島村（南郷）	探勝のための休憩園地として整備する。	昭 59. 5. 26 告示

番号	種　類	位　　置	整備方針	告示年月日
42	園地	東京都御蔵島村（黒崎高尾山）	探勝のための休憩園地として整備する。	昭59. 5.26告示
43	宿舎	東京都八丈町（三根）	探勝、保養のための宿泊基地として整備する。	昭59. 5.26告示
44	宿舎	東京都八丈町（大賀郷）	探勝、保養のための宿泊基地として整備する。	昭59. 5.26告示
45	園地	東京都八丈町（南原）	探勝のための休憩、展望園地として整備する。	昭59. 5.26告示
46	園地	東京都八丈町（大潟浦）	探勝のための休憩、展望園地として整備する。	昭59. 5.26告示
47	植物園	東京都八丈町（八丈植物園）	地域の植物を観察するための施設として整備する。	昭59. 5.26告示
48	園地	東京都八丈町（底土）	海水浴、自然探勝等の利用者のための園地として整備する。	昭59. 5.26告示
49	野営場	東京都八丈町（底土）	海水浴、磯遊びの利用者のための野営場として整備する。	昭59. 5.26告示
50	園地	東京都八丈町（八丈三原山）	登山利用者のための展望、休憩園地として整備する。	昭59. 5.26告示
51	園地	東京都大島町（仲の原）	大島北西海岸における休憩及び展望のための園地として整備する。	平5. 7.19告示
52	園地	東京都大島町（元町）	大島西海岸に面したツバキ林内に休憩及び展望のための園地として整備する。	平5. 7.19告示
53	園地	東京都大島町（三原山中腹）	大島三原山中腹の溶岩流を探勝する園地として整備する。	平5. 7.19告示
54	園地	東京都新島村（宮塚山中腹）	新島西海岸を展望する園地として整備する。	平5. 7.19告示
55	園地	東京都八丈町（大越）	八丈小島を展望する園地として整備する。	平5. 7.19告示
56	園地	東京都八丈町（登龍）	八丈富士を展望する園地として整備する。	平5. 7.19告示
57	博物展示施設	東京都八丈町（八丈植物公園）	八丈島の自然解説等の拠点施設として整備する。	平5. 7.19告示
58	園地	東京都大島町（ヨウゴシ岬）	ヨウゴシ岬海岸の展望地・自然探勝等のための園地として整備する。	平14. 8.15告示
59	園地	東京都大島町（原野）	三原山の砂漠地帯を探勝するための基地として整備する。	平14. 8.15告示
60	園地	東京都大島町（王の浜）	王の浜の海水浴利用者のための休憩園地として整備する。	平14. 8.15告示

番号	種　類	位　　置	整備方針	告示年月日
61	園地	東京都大島町（砂の浜）	砂の浜の海水浴・探勝利用者のための休憩園地として整備する。	平14．8．15 告示
62	園地	東京都大島町（差木地）	差木地海岸の展望地・自然探勝等のための園地として整備する。	平14．8．15 告示
63	園地	東京都利島村（ウスイゴウ）	宮塚山へのハイキング利用者のための展望・休憩園地として整備する。	平14．8．15 告示
64	野営場	東京都新島村（羽伏浦）	羽伏浦の海水浴・自然探勝等の利用者のための野営場として整備する。	平14．8．15 告示
65	園地	東京都神津島村（赤崎）	赤崎海岸の展望地・自然探勝のための園地として整備する。	平14．8．15 告示
66	園地	東京都御蔵島村（長滝山）	長滝山及び御山へのハイキング利用者のための展望・休憩園地として整備する。	平14．8．15 告示
68	野営場	東京都八丈町（大潟浦）	大潟浦の海水浴、自然探勝のための野営場として整備する。	平14．8．15 告示
69	園地	東京都八丈町（大賀郷）	八丈島における自然ふれあいのための拠点施設として整備する。	平14．8．15 告示
71	園地	東京都八丈町（横間）	横間海岸の海水浴利用者のための園地として整備する。	平14．8．15 告示
72	園地	東京都八丈町（汐間）	汐間海岸の海水浴、自然探勝のための休憩園地として整備する。	平14．8．15 告示
73	園地	東京都八丈町（乙千代ヶ浜）	乙千代ヶ浜の海水浴利用者のための園地として整備する。	平14．8．15 告示
74	野営場	東京都八丈町（中之郷）	中之郷の海水浴・自然探勝の利用者のための野営場として整備する。	平14．8．15 告示
75	園地	東京都三宅村（大久保浜）	海水浴、ダイビング、ウィンドサーフィンや自然探勝等のための園地として整備する。	平6．11．7告示
76	野営場	東京都三宅村（大久保浜）	海水浴、自然探勝等のための野営場として整備する。	平6．11．7告示
77	園地	東京都三宅村（伊豆岬）	サイクリング、ハイキング、自然探勝等のための休憩や海岸景観の展望のための園地として整備する。	昭39．7．7告示
78	園地	東京都三宅村（火の山峠）	火山地形を活かした自然探勝や火山景観及び海岸景観の展望のための園地として整備する。	平6．11．7告示
79	園地	東京都三宅村（三七山）	火山景観の展望や自然探勝のための園地として整備する。	昭39．7．7告示
80	宿舎	東京都三宅村（三七山）	三七山等の三宅島東側の探勝、保養のための宿泊基地として整備する。	令4．9．16 告示
81	園地	東京都三宅村（サタドー岬）	休憩、野外スポーツ等のための園地として整備する。	平6．11．7告示

番号	種　類	位　　置	整備方針	告示年月日
82	汚物処理施設	東京都三宅村（伊ヶ谷）	島内の塵処理施設として整備する。	昭46.11.９告示
83	園地	東京都三宅村（三池浜）	海水浴等のための園地として整備する。	平６.11.７告示
84	野営場	東京都三宅村（三池浜）	海水浴等のための野営場として整備する。	平６.11.７告示
85	園地	東京都三宅村（今崎）	海岸景観の展望や休憩のための駐車場、広場等を整備する。	平６.11.７告示
86	園地	東京都三宅村（村営牧場）	登山、ピクニック、自然探勝等のための園地として整備する。	平６.11.７告示
87	園地	東京都三宅村（錆ヶ浜）	海水浴、ダイビング自然探勝等のための園地として整備する。	平６.11.７告示
88	野営場	東京都三宅村（錆ヶ浜）	海水浴等のための野営場として整備する。	平６.11.７告示
89	園地	東京都三宅村（七島展望）	雄山及び伊豆諸島の島々の展望のための園地として整備する。	令４.９.16告示
90	園地	東京都三宅村（富賀浜）	海域公園地区周辺の利用拠点として、園地を整備する。	平６.11.７告示
91	園地	東京都三宅村（間鼻）	海岸景観や火山景観の展望のための園地として整備する。	平６.11.７告示
92	博物展示施設	東京都三宅村（大路池）	野鳥の生態をはじめ、三宅島の自然全般に関する資料を収集・保管・展示し、自然への理解を深めるとともに、自然とのふれあいを高めるための施設として整備する。	平６.11.７告示
93	園地	東京都三宅村（新澪池）	火山景観の展望や自然探勝のための園地として整備する。	昭39.７.７告示
94	園地	東京都八丈町（こん沢）	三原山こん沢の甌穴群の自然探勝のための園地として整備する。	令４.９.16告示
95	園地	東京都八丈町（裏見ヶ滝）	裏見ヶ滝の自然探勝のための園地として整備する。	令４.９.16告示

（ウ）　道路

a　車道

車道を次のとおりとする。

(表 19：道路（車道）表)

番号	路線名	区　　間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	大島循環線	起点－東京都大島町（元町・国立公園境界） 終点－東京都大島町（野増・国立公園境界） 起点－東京都大島町（野増・国立公園境界） 終点－東京都大島町（差木地・国立公園境界） 起点－東京都大島町（差木地・国立公園境界） 終点－東京都大島町（波浮港・国立公園境界） 起点－東京都大島町（波浮港・国立公園境界） 終点－東京都大島町（泉津・国立公園境界） 起点－東京都大島町（泉津・国立公園境界） 終点－東京都大島町（岡田・国立公園境界） 起点－東京都大島町（岡田・国立公園境界） 終点－東京都大島町（元町・国立公園境界）	地層切断面 オタイネ浜 大島集団施設地区	海岸部に散在する公園利用拠点を結ぶ幹線道路として整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（区間の変更）
2	大島横断線	起点－東京都大島町（岡田・車道分岐点） 起点－東京都大島町（愛宕山・車道分岐点） 終点－東京都大島町（大島公園・車道分岐点）	湯場	三原山山頂部への登山道路として、また大島集団施設地区への到達道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
3	湯場外輪山線	起点－東京都大島町（湯場・車道分岐点） 終点－東京都大島町（余背） 終点－東京都大島町（御神火茶屋・車道合流点） 終点－東京都大島町（三原山中腹溶岩流南側） 終点－東京都大島町（三原山中腹溶岩流北山・車道分岐点）	大島三原山外輪山西部	湯場から外輪山への到達道路として整備する。	平５．７．19 告示
4	大島三原山登山線	起点－東京都大島町（元町・国立公園境界） 終点－東京都大島町（御神火茶屋）		三原山登山の最短到達道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
5	利島循環線	起点－東京都利島村（蛇洞沢・国立公園境界） 終点－東京都利島村（日立沢・国立公園境界） 終点－東京都利島村（宮塚山中腹・車道合流点）	南ヶ山	利島中腹のヤブツバキ林景観等の探勝及び登山道へのアプローチ道として整備する。	昭 59．5．26 告示
6	若郷羽伏浦線	起点－東京都新島村（若郷・国立公園境界） 終点－東京都新島村（本村・国立公園境界） 終点－東京都新島村（羽伏浦）	阿土山 新島飛行場	若郷・羽伏浦への到達道路として整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（区間の変更）
7	和田浜線	起点－東京都新島村（和田浜） 終点－東京都新島村（前浜・国立公園境界）		北西部海岸の海食崖景観等を探勝するための道路として整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（区間の変更）
8	新島宮塚山線	起点－東京都新島村（本村・国立公園境界） 終点－東京都新島村（宮塚山）		宮塚山への到達道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
9	青峰山線	起点－東京都新島村（本村・国立公園境界） 終点－東京都新島村（前浜・国立公園境界） 終点－東京都新島村（間々下浦）		青峰山園地、間々下園地への到達道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
10	向山線	起点－東京都新島村（留山・車道分岐点） 終点－東京都新島村（端々）	石山 丹後山	向山、神渡鼻方面への到達道路として整備する。	昭 59．5．26 告示

番号	路線名	区　　間	主要経過地	整備方針	告示年月日
11	式根島循環線	起点－東京都新島村（野伏・国立公園境界） 終点－東京都新島村（泊・国立公園境界） 終点－東京都新島村（泊・国立公園境界）	石白川 地鉈温泉	島内利用拠点の連絡、探勝等のための道路として整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（線形の変更）
12	大浦カンビキ浦線	起点－東京都新島村（焼山・車道分岐点） 終点－東京都新島村（大浦） 終点－東京都新島村（カンビキ浦）		大浦、カンビキ浦への到達道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
13	那智つづき沢線	起点－東京都神津島村（神津沢・国立公園境界） 終点－東京都神津島村（走る間） 終点－東京都神津島村（赤崎）	つづき堂 長浜	観音浦及び長浜、赤崎への到達道路として整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（区間の変更）
14	沢尻線	起点－東京都神津島村（神津港・国立公園境界） 終点－東京都神津島村（長浜・車道合流点）	沢尻	沢尻、長浜間の連絡道路及び海岸線探勝のための道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
15	多幸線	起点－東京都神津島村（よたね・国立公園境界） 終点－東京都神津島村（多幸湾）		多幸湾集団施設地区への到達道路及び湾岸周辺の探勝のための道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
16	秩父山線	起点－東京都神津島村（菊若・国立公園境界） 終点－東京都神津島村（秩父山・車道合流点）	焼山	神津島南部地域の自然景観等探勝のための道路として整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（線形の変更）
17	御蔵島南郷線	起点－東京都御蔵島村（舟木橋・国立公園境界） 終点－東京都御蔵島村（南郷） 終点－東京都御蔵島村（大島分川）		南郷への到達道路として整備する。また大島分川方面への枝線も合わせて整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（線形の変更）
18	御蔵島西海岸線	起点－東京都御蔵島村（里・国立公園境界） 終点－東京都御蔵島村（黒崎高尾） 終点－東京都御蔵島村（ボロ沢） 終点－東京都御蔵島村（尾番の尾の頭）		黒崎高尾山方面への到達道路及び西海岸部の探勝のための道路として整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（区間の変更）
19	八丈富士周回線	起点－東京都八丈町（三根・国立公園境界） 起点－東京都八丈町（三根・車道分岐点） 終点－東京都八丈町（大賀郷・国立公園境界）		八丈富士側の海岸線（海食崖）景観等の探勝のための道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
20	八丈富士登山線	起点－東京都八丈町（三根・国立公園境界） 起点－東京都八丈町（大賀郷・車道分岐点） 終点－東京都八丈町（八丈富士中腹・車道合流点）		八丈富士への到達道路及び周辺の景観探勝のための道路として整備する。	平 14．8．15 告示 昭 59．5．26 告示の変更（線形の変更）
21	八丈三原山周廻線	起点－東京都八丈町（大賀郷・国立公園境界） 終点－東京都八丈町（樫立・国立公園境界） 起点－東京都八丈町（樫立・国立公園境界） 終点－東京都八丈町（中之郷・国立公園境界） 起点－東京都八丈町（中之郷・国立公園境界） 終点－東京都八丈町（末吉・国立公園境界） 起点－東京都八丈町（末吉・国立公園境界） 終点－東京都八丈町（三根・国立公園境界）	登龍峠	八丈島南部の三原山の海岸線（海食崖）景観等探勝のための道路及び点在する各地利用拠点を結ぶ道路として整備する。	昭 59．5．26 告示
22	八丈三原山線	起点－東京都八丈町（大賀郷・国立公園境界） 起点－東京都八丈町（樫立・車道分岐点） 終点－東京都八丈町（八丈三原山中腹・歩道合流点）		八丈三原山への到達道路として整備する。	令４．９．16．告示 昭 59．5．26 告示の変更（区間の変更）
23	八丈三原山登山線	起点－東京都八丈町（樫立・国立公園境界） 終点－東京都八丈町（八丈三原山山頂）		八丈三原山への到達道路として整備する。	昭 59．5．26 告示

番号	路線名	区　　間	主要経過地	整備方針	告示年月日
24	永郷富士山線	起点－東京都八丈町（永郷・車道分岐点） 終点－東京都八丈町（八丈富士中腹・車道合流点）		八丈富士への到達道路として整備する。	平 14．8．15 告示
25	南部三原山線	起点－東京都大島町（波浮） 終点－東京都大島町（外輪山南東・歩道合流点）		三原山南東への到達道路として整備する。	令４．９．16 告示
26	三宅循環線	起点－東京都三宅村（伊豆・国立公園境界） 終点－東京都三宅村（伊ヶ谷・国立公園境界） 起点－東京都三宅村（伊ヶ谷・国立公園境界） 終点－東京都三宅村（阿古・国立公園境界） 起点－東京都三宅村（阿古・国立公園境界） 終点－東京都三宅村（坪田・国立公園境界） 起点－東京都三宅村（坪田・国立公園境界） 終点－東京都三宅村（神着・国立公園境界）	錆ヶ浜 新澪池 大路池 三池浜 三七山	三宅島海岸部の主要利用拠点を結ぶ幹線道路として整備する。	平６．11．７告示 昭 39．７．７告示の変更（名称の変更）
27	神着雄山線	起点－東京都三宅村（土佐・車道分岐点） 終点－東京都三宅村（雄山山麓・車道合流点） 起点－東京都三宅村（雄山山麓・車道分岐点） 終点－東京都三宅村（雄山北口）		雄山北口への到達道路として整備する。	平６．11．７告示
28	雄山山麓線	起点－東京都三宅村（下馬野尾・車道分岐点） 終点－東京都三宅村（伊ヶ谷・車道合流点） 終点－東京都三宅村（坪田・車道合流点）	火の山峠	雄山北部山麓の周回道路として整備する。	平６．11．７告示
29	坪田牧場線	起点－東京都三宅村（伊ヶ谷・車道分岐点） 終点－東京都三宅村（坪田・車道合流点）	村営牧場	島の西部（伊ヶ谷）地区、南部（坪田）地区から村営牧場への到達道路として整備する。	平６．11．７告示 昭 39．７．７告示の変更（名称の変更）
30	阿古雄山線	起点－東京都三宅村（薄木・車道分岐点） 終点－東京都三宅村（雄山南口）	村営牧場	島の南部（薄木）地区から雄山南口への到達道路として整備する、	平６．11．７告示

b　自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表 20：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区　　間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	元町野田浜線	起点－東京都大島町（仲野・国立公園境界） 終点－東京都大島町（風早崎）	泉浜 野田浜 碁石浜	大島北西海岸線の海食崖景観等を探勝するための自転車道として整備する。	昭 59．５．26 告示
2	羽伏浦線	起点－東京都新島村（羽伏浦） 終点－東京都新島村（新島空港）	羽伏浦海岸	羽伏浦の白ママ海浜景観を探勝するための自転車道として整備する。	令４．９．16．告示 昭 59．５．26 告示の変更（区間の変更）

c　歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 21：道路（歩道）表)

番号	路線名	区　　間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	泉津海浜線	起点－東京都大島町（泉津・国立公園境界） 終点－東京都大島町（大島集団施設地区）	大島海浜植物群落	海岸線及び海浜植物群落景観を探勝するための歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
2	裏砂漠線	起点－東京都大島町（大島集団施設地区） 起点－東京都大島町（余背） 終点－東京都大島町（内輪山北・歩道合流点）	裏砂漠	火山地形特に砂漠景観を探勝するための歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
3	元町三原山線	起点－東京都大島町（外輪山北西中腹） 終点－東京都大島町（御神火茶屋）		元町より三原山外輪に至る登山歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
4	三原山カルデラ周廻線	起点－東京都大島町（御神火茶屋） 終点－東京都大島町（火口茶屋） 終点－東京都大島町（内輪山西・歩道合流点） 終点－東京都大島町（赤ダレ・歩道分岐点）	三原新山 鏡端	三原山カルデラ内溶岩流及び火口景観等の探勝のための歩道として整備する。	令４．９．16 告示 昭 59．5．26 告示の変更（区間の変更）
5	間伏三原山線	起点－東京都大島町（間伏） 終点－東京都大島町（外輪山南西・歩道合流点）		間伏より三原山外輪山に至る登山道として整備する。	令４．９．16 告示 昭 59．5．26 告示の変更（区間の変更）
6	三原山東線	起点－東京都大島町（二子山北西・車道合流点） 終点－東京都大島町（内輪山南・歩道合流点） 終点－東京都大島町（裏砂漠・歩道合流点）	櫛形山	二子山北西より三原山に至る登山道及び火山地形特に砂漠景観を探勝するための歩道として整備する。	令４．９．16 告示 昭 59．5．26 告示の変更（路線名及び区間の変更）
7	利島宮塚山登山線	起点－東京都利島村（宮塚山北麓） 終点－東京都利島村（宮塚山南麓）	宮塚山山頂	利島宮塚山を縦断する登山道として整備する。	昭 59．5．26 告示
8	新島宮塚山登山線	起点－東京都新島本村（淡井浦） 終点－東京都新島本村（宮塚山）	宮塚山山頂	新島宮塚山周辺の自然を探勝するための歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
9	向山線	起点－東京都新島村（瀬戸山） 終点－東京都新島村（タシン沢）		新島向山周辺の自然を探勝するための歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
10	神渡鼻線	起点－東京都新島村（端々） 終点－東京都新島村（神渡鼻）	新島灯台	白ママ層断崖周辺の海食崖景観を探勝するための歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
11	式根島海岸線	起点－東京都新島村（泊） 終点－東京都新島村（御釜湾）	大浦 カンビキ浦 海驢立鼻	式根島の海岸線、海食崖景観を探勝するための歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
13	観音浦線	起点－東京都神津島村（走る間） 終点－東京都神津島村（観音浦）		東海岸探勝のための歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
14	つづき沢線	起点－東京都神津島村（神津沢） 終点－東京都神津島村（つづき堂）		天上山山麓景観を探勝するための歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示
15	天上山線	起点－東京都神津島村（神津沢・国立公園境界） 終点－東京都神津島村（那智・歩道合流点） 起点－東京都神津島村（多幸湾・集団施設地区） 終点－東京都神津島村（天上山・歩道合流点）	天上山山頂	神津沢及び多幸湾側の双方より天上山へ至り、火山性荒原の景観や海岸景観を探勝するための登山道として整備する。	平 25．5．24 告示 昭 59．5．26 告示の変更（路線の追加）
16	高処北麓線	起点－東京都神津島村（神津沢・歩道分岐点） 終点－東京都神津島村（高処山・歩道合流点）		集落と集団施設地区を結ぶ連絡歩道として整備する。	昭 59．5．26 告示

番号	路線名	区　　間	主要経過地	整備方針	告示年月日
18	御山縦走線	起点－東京都御蔵島村（尾番の尾の頭・車道分岐点） 終点－東京都御蔵島村（御代ヶ池）	鈴原湿原 御山山頂 長滝山	御蔵島を縦断する歩道で御山山頂及び御代ヶ池を中心とした植生景観を探勝するための歩道として整備する。	令４．９．16 告示 平 14．８．15 告示の変更（区間の変更）
20	黒崎高尾線	起点－東京都御蔵島村（黒崎高尾） 終点－東京都御蔵島村（稲根神社） 終点－東京都御蔵島村（黒崎高尾展望台）		黒崎高尾展望台及び稲根神社に至るための歩道として整備する。	令４．９．16 告示 平 14．８．15 告示の変更（区間の変更）
21	八丈富士登山線	起点－東京都八丈町（八丈富士中腹） 終点－東京都八丈町（八丈富士山頂） 終点－東京都八丈町（火口底）		八丈富士山頂付近の火山地形植生等の景観を探勝するための歩道として整備する。	昭 59．５．26 告示
22	八丈三原山登山線	起点－東京都八丈町（三根） 終点－東京都八丈町（八丈三原山中腹・車道合流点） 終点－東京都八丈町（東台子山）	八丈三原山山頂	八丈三原山への登山歩道として整備する。	令４．９．16 告示 昭 59．５．26 告示の変更（区間の変更）
23	裏砂漠外輪山線	起点－東京都大島町（差木地・車道分岐点） 終点－東京都大島町（外輪山・歩道合流点）		砂漠地帯を探勝するための歩道として整備する。	平 14．８．15 告示
24	釜の下地鉈線	起点－東京都新島村（式根島・釜の下） 終点－東京都新島村（式根島・地鉈）		式根島の海岸線を探勝するための歩道として整備する。	平 14．８．15 告示
25	乙女御山線	起点－東京都御蔵島村（赤沢・車道分岐点） 終点－東京都御蔵島村（御山山頂・歩道合流点）	乙女峠	御山への探勝歩道として整備する。	平 14．８．15 告示
26	黒崎赤沢線	起点－東京都御蔵島村（赤沢・車道分岐点） 終点－東京都御蔵島村（黒崎高尾・歩道合流点）		赤沢巨樹の森を探勝するための歩道として整備する。	平 14．８．15 告示
27	長滝山線	起点－東京都御蔵島村（長滝山・車道分岐点） 終点－東京都御蔵島村（長滝山・歩道合流点）		長滝山を中心として植生景観等を探勝するための歩道として整備する。	平 14．８．15 告示
28	雄山登山線	起点－東京都三宅村（雄山北口） 終点－東京都三宅村（雄山北）		雄山の火山景観等を探勝するための登山歩道として整備する。	令４．９．16 告示 平６．11．７告示の変更（区間の変更）
29	大路池周廻線	起点－東京都三宅村（大路池） 終点－東京都三宅村（大路池）		大路池周辺の自然を探勝するための周廻歩道として整備する。	平６．11．７告示
30	海中公園線	起点－東京都三宅村（新澪池跡） 終点－東京都三宅村（新鼻）		新鼻のスコリア丘等の火山景観を探勝するための歩道として整備する。	令４．９．16 告示 平６．11．７告示の変更（区間の変更）
31	南郷線	起点－東京都御蔵島村（南郷・車道合流点） 終点－東京都御蔵島村（南郷・車道終点）		南郷の巨樹の森を探勝するための歩道として整備する。	令４．９．16 告示

４　参考事項

（１）過去の経緯

ア　公園区域

昭和３年４月１日　　国定公園指定
昭和 39 年７月７日　国立公園指定
昭和 59 年５月 26 日　三宅島を除く再検討
平成６年 11 月７日　三宅島再検討
平成 14 年８月 15 日　三宅島を除く第２回点検

イ　保護計画

昭和 39 年７月７日　特別地域指定
昭和 39 年７月７日　特別保護地区指定
昭和 59 年５月 26 日　三宅島を除く再検討
平成６年 11 月７日　三宅島再検討
平成 14 年８月 15 日　三宅島を除く第２回点検

ウ　利用計画

昭和 39 年７月７日　利用計画の予定
昭和 59 年５月 26 日　三宅島を除く再検討
平成５年７月 19 日　三宅島を除く第１回点検
平成６年 11 月７日　三宅島再検討
平成 14 年８月 15 日　三宅島を除く第２回点検
平成 25 年８月 24 日　一部変更（神津島）

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分１地勢図、５万分１地形図、２万５千分１地形図、電子地形図 25000 及び電子地形図 20 万を複製したものである。
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。
（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R4JHf43）